

## 平成28年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 平成28年6月21日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成28年6月21日 午前8時57分 委員長宣告

### 4. 審査事項

#### 付託案件

議案第44号 可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

#### 報告事項

1. 可児市文化創造センターの大規模改修について
2. (仮)可児・御嵩IC周辺土地区画整理事業について
3. 「可児市かわまちづくり基本構想・基本計画」策定状況について
4. リニア中央新幹線整備事業可児市内の進捗状況について
5. 第二次可児市都市計画マスタープラン策定状況について
6. 日曜日・祝日における自主運行バスの運行方針について
7. 大森台(櫛ヶ丘)宅地開発事業の経緯について

#### その他

1. 議会報告会での意見の取り扱いについて
2. 次期委員会への引き継ぎ事項について

### 5. 出席委員 (7名)

|     |      |      |      |
|-----|------|------|------|
| 委員長 | 野呂和久 | 副委員長 | 勝野正規 |
| 委員  | 伊藤健二 | 委員   | 中村悟  |
| 委員  | 川合敏己 | 委員   | 酒井正司 |
| 委員  | 高木将延 |      |      |

### 6. 欠席委員 なし

### 7. 説明のため出席した者の職氏名

|          |      |        |      |
|----------|------|--------|------|
| 市民部長     | 莊加淳夫 | 建設部長   | 三好英隆 |
| 水道部長     | 丹羽克爾 | 市民部参事  | 渡辺達也 |
| 人づくり課長   | 遠藤文彦 | 環境課長   | 杉山徳明 |
| スポーツ振興課長 | 長瀬繁生 | 図書館長   | 豊吉常晃 |
| 都市計画課長   | 田上元一 | 土木課長   | 伊藤利高 |
| 都市整備課長   | 佐合清吾 | 建築指導課長 | 守口忠志 |

施設住宅課長 吉 田 順 彦

施設係長 櫻 井 智 浩

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 吉 田 隆 司

議会事務局書記 渡 邊 ち え

議会事務局書記 村 田 陽 子

○委員長（野呂和久君） 皆様、おはようございます。

若干定刻前ではございますが、皆様おそろいですので、ただいまから建設市民委員会を開会いたします。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

まず、4月に人事異動がありましたので、建設市民委員と異動のあった部課長の皆様にそれぞれ一言御挨拶をいただきたいと思ひます。

初めに、私から行ひます。

建設市民委員会の委員長を務めさせていただいております野呂和久です。よろしくお願ひいたします。

○副委員長（勝野正規君） 副委員長を仰せつかっております勝野正規です。よろしくお願ひします。

○委員長（野呂和久君） それでは、議席順にお願ひいたします。

○委員（伊藤健二君） 伊藤健二です。よろしくお願ひします。

○委員（中村 悟君） 中村悟です。よろしくお願ひします。

○委員（川合敏己君） 委員の川合敏己です。よろしくお願ひします。

○委員（酒井正司君） 酒井正司です。よろしくお願ひします。

○委員（高木将延君） 高木将延です。よろしくお願ひします。

○委員長（野呂和久君） では、続きまして、執行部をお願ひいたします。

○市民部参事（渡辺達也君） おはようございます。

市民部の文化スポーツ担当参事でございます渡辺でございます。よろしくお願ひいたします。

○建設部長（三好英隆君） おはようございます。

建設部長の三好です。よろしくお願ひします。

○水道部長（丹羽克爾君） 水道部長の丹羽でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○人づくり課長（遠藤文彦君） 人づくり課の遠藤です。よろしくお願ひします。

○図書館長（豊吉常晃君） 図書館の館長をしております豊吉常晃です。よろしくお願ひします。

○環境課長（杉山徳明君） 環境課長の杉山徳明です。よろしくお願ひします。

○土木課長（伊藤利高君） おはようございます。

土木課長の伊藤でございます。よろしくお願ひいたします。

○施設住宅課長（吉田順彦君） おはようございます。

施設住宅課長の吉田でございます。よろしくお願ひします。以上です。

○委員長（野呂和久君） 本日の建設市民委員会に傍聴の申し出がございましたので、許可いたしたいと思ひます。

では、以降の議事については、担当の部長・課長のみで協議を行いますので、担当外の部長・課長は御退席をいただいて結構でございます。

ここで暫時休憩をとります。

休憩 午前9時00分

---

再開 午前9時01分

○委員長（野呂和久君） それでは、会議を再開いたします。

議案第44号 可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○市民部参事（渡辺達也君） よろしくお願ひいたします。

議案第44号 可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

資料は、資料番号1番の議案の36ページ、そして資料番号5の議案の説明書でございます。3ページを御参照いただきたいと思います。

今般の条例の改正につきましては、改正の趣旨は、体育施設の一部の管理を指定管理者に行わせるため、改正するものでございます。

以下につきましては、逐条ごとに改正箇所を担当のスポーツ振興課長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひします。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） よろしくお願ひいたします。

議案第44号 可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案説明書の3ページ、それから議案36ページについて、順次御説明をまいります。

改正趣旨につきましては、先ほど市民部参事が申し上げたとおりでございます。

なお、今回条文と別表を別として上程をさせていただいております。その理由といたしましては、別表について、本来であれば新旧を並べるところでございますが、並べて比較することで複雑な表となるため、新しい別表のみとさせていただいております。御了承ください。後ほど説明をさせていただきます。

それでは、内容につきましては、議案36ページ以降について、主な改正条文について説明をまいります。

まず第1条につきましては、条文中の可児市体育施設の略称を「施設」から「体育施設」に改めるものでございます。

次に、第2条につきましては、その体育施設の名称と位置について定めておりますが、可児市運動公園馬事公苑につきまして、今回指定管理者の導入を行わないということから、記載の順序を変更するものでございます。

なお、今回馬事公苑の指定管理者を導入しない理由としましては、馬の世話や調教といっ

た特性上、他の体育施設とは性質が異なることから、参入の制限につながりかねないということのためです。

次に、第3条では、体育施設の事業について定めております。

37ページになりますが、4条につきまして、地方自治法による指定管理者導入についての定めについてとなっております。

続きまして、第5条では、指定管理者が行うべき業務を定めております。第1号では、第3条の事業を行うことの定め、第2号では、施設の維持管理について定めております。第3号では、前2号以上で、市長が必要と認める業務を定め、ここではB&G海洋センターに関する研修事業やイベント事業などを想定しております。

続きまして、第6条と7条につきましては、指定管理者の導入に当たり、休業日と開場時間を明確にしたものになっております。

第6条の休業日につきましては、現行の運用と同様となっております。また、第2号で、市長または指定管理者が必要に応じて休業日を変更できるように定めたものですが、指定管理者については、市長の事前承認を必要としております。

次に、第7条の開場時間につきましては、午前6時から午後10時の間とし、日照時間の影響については、規則で定めることとしております。また、第2号では、市長または指定管理者が必要に応じて開場時間を変更できるように定めたものですが、指定管理者については、市長の事前承認を必要としております。

次に、8条、使用の許可について、第1項で使用許可の手続について定めております。第2項の第1号から第7号までに不許可の基準を定めております。第7号の使用が不適当な場合について、具体的には宗教活動とか反社会的活動を想定しております。

続きまして、39ページです。

第9条では、使用許可を受けた者への目的外使用の禁止について、第10条では、使用許可の取り消しまたは停止に関して定めております。

続きまして、第11条では、体育施設に設備または器具を持ち込んで使用する場合は、許可について定めております。

40ページをごらんください。

第12条では、指定管理者が管理する体育施設の利用料金について定めております。

第4項で、利用料金は指定管理者の収入とすることについて定めをしております。

第13条では、馬事公苑の使用料を定めております。

次に、41ページ、第14条の原状回復義務及び損害賠償については、これまでの条文の見直しを受けて表現を具体的に改めるもので、内容については、現行と同様になります。

第1項は、グラウンドの整地、器具などの片づけなどといった一般的な使用者の責任についての定め、第2項では、使用者による施設の破損、紛失に係る賠償についての定めを述べております。

続きまして、42ページに参ります。

第15条ですが、これは他人に危害とか迷惑を及ぼすような行為をする者については、入場の制限や退去を命ずることができるように定めております。

第16条には、指定管理者に対する秘密保持の義務を定めております。

次に、43ページ以降です。

これでいい第2条ですが、別表について改めております。

まず附則では、条例の改正日について定めておりますが、準備行為について、施行前にできるように定めをここで行っております。

それから44ページの別表1. 指定管理者が管理する体育施設の利用料金については、使用料という文言を利用料金に変更をいたしております。また、スタジアムのグラウンド、市内の使用料の区分が、「平日9時から17時と平日17時から21時」であったところを「平日9時から17時と上記以外の時間」と改正をいたしております。これは特に大会等を開催する場合に事前の準備が必要となったりすることから、ニーズに合わせた改正を行うものでございます。

また、46ページの別表2については、可児市運動公園馬事公苑の使用料についてのものでございます。こちらは内容の変更はございません。指定管理施設に含まないことから表を分けたものでございます。

以上、説明を終わります。

○委員長（野呂和久君） ありがとうございます。

これより議案第44号についての質疑を行います。

○委員（中村 悟君） おはようございます。お願いします。

まず、細かいことではなくて、この体育施設を指定管理者にすることについてお聞きします。ちょっと文書だけでわかりにくいんですが、現状というか、今どういうふうに管理されておるかということと、指定管理者にすることで、何が変わるのかなというのが一つびんとこないの、その辺をちょっと教えていただきたいと思いますが。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 体育施設の管理の現状につきましては、今現在、市内に13の体育施設がございまして、全ての施設について市が業務委託等活用して管理をしているというところでございます。

あとは、窓口等職員でやっている部分もでございます。

また、どういう利点とかメリットみたいなのところということにつきましては、限られた職員で必要十分な行政サービスを提供するために、民間にできることは民間でという市の考えに基づきまして、可能と考えるものについては民間活力の導入をするということを言っておりますので、その中で体育施設につきましても民間事業者の専門性やノウハウを活用しながら効率的かつ効果的な施設運営による市民サービスの一層の向上を図るために導入を目指すものでございます。

施設の利用申し込みの方法、これがどうなるかということでございますけれども、受付窓口での手続については現在と同様の形になります。使用の許可とか使用料の請求については

指定管理者になりますので、現在発行しております各種様式については変更が必要となります。

また、今、口座振替等で利用料をお支払いいただいている方につきましては、金融機関との契約が指定管理者との契約になりますので、この部分が新たに手続が必要になるということでございます。以上でございます。

○委員（中村 悟君） 済みません、ありがとうございます。

今の施設の、基本的には職員と一部業務委託で管理というか、やってみえるというお話でしたが、例えば、今言われたように使用の申し込みとか何かの管理は、多分職員の人やってみえますよね。事務所の施設内の木の剪定とか、例えばスタジアムの芝生の維持管理とか、あれが一部委託で、そういう部分が体育連盟のほうに出してあるのが現状ですか。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 現在は、運動公園の施設の管理委託ということで、体育連盟を通じまして再委託のような形でやっております。

○委員（中村 悟君） ちょっと僕はわかりにくいのでお聞きしますが、今度指定管理者にかわられたときに、新しい条例でいうと、体育施設の管理を指定管理者に行わせるということになるんですが、体育施設の管理というのは、具体的にどういうことを指すのか。第5条のほうに、指定管理者がこういう業務を行うということで、第3条のいろんな業務とか、もう1つは施設や備品の維持管理に関する業務を行うという業務になっておるんですけども、その辺の、今はどういう分野はどこがやっていて、新たに指定管理者にすると変わるものというのは、僕だけがわからんのかな、ちょっとわかりにくいので何回も聞きます。業務委託するのは、要するに申し込みの管理と、施設内のいろんな剪定とか草刈りとかそういうことで、それはどこでやるか知りませんが、当然その部分も指定管理者の方に出されるわけですよ。今回、第3条のところにも事業というものが書いてあって、いろんなスポーツやレクリエーションの支援の普及とか、スポーツや健康づくりに関する事業の企画とか実施とか、スポーツの振興に関する必要な事項という、こういう業務を体育施設がやりますよということで、その業務も指定管理者がやるというふうに書いてあるので、新たに今までと違うのは、指定管理者にある程度そういった部門もお任せするよという解釈でいいんですか。

○市民部参事（渡辺達也君） まさに今おっしゃったように、ここは民間のノウハウを十分活用させていただくと。今までの公共経営だけじゃなくて、民間経営の全く違う文化、それを融合するという意味で、いいところどりをするというのがこの指定管理者制度なんですね。いわゆる民間経営のいいところは、一生懸命アイデアを出して、時間も有効活用して、利用時間も、そういうことで自分のところのほうに利用料金として懐に入るといって、それで一生懸命汗を流せるという、そこのいいところと、じゃあそうかといって、まるきりお任せじゃなくて、やはり公の施設でございますので、高ければいいというものではございませんので、ある程度市の歯どめがありながら、そこの中で使用料を設定していただくとか、そういう形で、双方の経営思想をうまく融合してやっていきたいという発想でございますので、単純に、これまで体育連盟に施設を頼むというだけの話じゃなくて、それにプラスアルファで民間の

ノウハウをいかに利用・活用できるかと、そこにポイントが置かれてございますので、それがまさに第3条のいわゆるソフト的な部分ですね。そこに大いに期待するものでございます。

○委員（酒井正司君） 今の民間でできることは民間でというのは基本スタンスなんです、これは今まで民間のノウハウが行政にはなかったということの裏返しであるということ。それと、民間の知恵を入れるということは、逆に言えば、本来の責任者である行政のノウハウの蓄積から逃避することになるということなんですよね。

それと、指定管理者制度の限界というのは、先ほど馬事公苑を除外されるということ、まさにこれは生き物ですから、いろんなケースが考えられるので、臨機応変な対応が必要だと。そこをこそ、本当はその部分に民間のノウハウを使い切れたら、これはまさに民間にできることは民間という、今後の指定管理者制度の幅が広がると思うんですよね。

いろんな視点があるわけですが、ただ今回、指定管理者に移行するについて、この条例を見直さなきゃならなかったということは、今までのやり方の脇の甘さも暴露されているなあという印象です。例えば、42ページの15条、入場等の制限という条文が新たに加わっていますけど、これは本来最初からなければいけないことやが、ただ、よそに預けるについては、その線引きをしっかりとしないと、お互いが気まずいことになるという部分について、気づきが生まれたということかと思うんですよね。

質問にしますけど、将来の馬事公苑を指定管理者にする可能性というのはいかがですか。

○市民部参事（渡辺達也君） 私どもも、指定管理者をやりますとあって、いざふたをあけて公募をかけたら、誰も手を挙げてくれないでは困ってしまう話ですので、私どもなりにある程度の調査はかけております。その中での感触を見まして、いろんな業者にもちょっとお聞きはしておるんですけど、さすがに生きた馬まで抱き合わせますとちょっと引きますというような声もございます。将来方向としては、酒井委員がおっしゃったように、全てをそういう形で網羅してやるというのが一番効率的、合理的な経営にいくと思うんですが、まずは一つの過渡期としまして、現実的に指定管理者を受けていただくところを、まずそこを決めないといけませんものですから、今回はちょっとそこら辺は一步引いております。今回の判断としましては、このような状況でございます。

○委員（酒井正司君） 確かにおっしゃるように、今回はここを外されたというのは賢明だと思うんですよ。ただ、指定管理者制度を今後とも幅広く、より発展的にしようとしたら、いろんなケースを考えて、いろんな可能性を求めていかなきゃいけない、方向性をお尋ねしたわけで、今回外したということのクレームではありませんので、念のため。

○委員（伊藤健二君） まず馬事公苑について聞きます。

第2条で、馬事公苑をB&G海洋センターの下に表記上位置がえをしたというのは、これは馬事公苑が指定管理からは除外されるという流れの中で位置づけを、記載順番を変えたという、それだけのことでいいんですけど、その馬事公苑について、現行では市の管理物である馬事公苑を貸しているという格好だというふうに聞いていたけれども、今度は別表2で、これはアンダーラインがないので、全く現状どおりのままということ



を意味しているけれども、これと指定管理との関係でいうと矛盾が出ませんか。つまり、馬事公苑で練習馬を1頭1時間使うと180円の料金を取りますと。これは誰が誰にお金を払うのかという話なんですけど。

それと、可児市には馬は飼っていませんよね、可児市所有の馬。あくまで個人の馬を何頭かここで練習をしたり何かしているチームがあって、具体的には春里にお住まいのKさんが管理してやってみえますよね。その流れは全然変わらないということなんだけど、それは何か説明がよくわからないんだけど、どうしてそこだけ外したんですか。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 馬事公苑につきましては、今、伊藤健二委員がおっしゃられましたように、可児市の馬がないということは私どもも承知をしております。これにつきましては、指定管理を行う中で、市の施設、この馬というのが実際可児市の馬がおらんというところがございまして、乗馬クラブというところが管理をしている形になっております。それで、市としましては、体育連盟にここの管理を委託して、それをまた乗馬クラブに体育連盟が再委託をしてやっておるという現状でございます。

これにつきましては、馬の管理というのが非常に大変難しいところがございます、その専門性である、先ほど言われました春里のKさんと言われましたけれども、その方に委託をしておるといってございまして、ここについては、これを指定管理に入れることで、例えば、今、乗馬クラブというところが管理をしておりますので、ここと組まない指定管理がとれないという形になる可能性も非常にありまして、それを今回避けたいというところがございます。

例えば、この乗馬クラブとJVを組むようなところがございまして、そこが管理せよとなると、必然的に体育施設についてもその業者、JVを組んだところになってしまうという可能性も十分ございますので、今回は馬事公苑については指定管理から外させていただいたというのが現状でございます。

○委員（伊藤健二君） それはその理由としてわかりましたが、乗馬クラブが指定管理者として対応する能力は該当しないと、そういう能力には達していないというふうに判断をしてみえるということですか。指定管理をそこだけ外したわけだから、その外したところを別途指定管理者にすれば対応できるんじゃないですか。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 今、伊藤健二委員がおっしゃられましたように、その可能性もあろうかと思いますが、現状でいいますと、指定管理を行うということは、今の委託をただ指定管理にかえるということだけでは意味がありませんので、今まで以上のサービスとか、そういうところが必要だと思います。それについて、今のところ、馬自体も可児市の馬がおるわけではない状況ですので、どういうふうに展開するかというのは今後の課題ではあろうかと思いますが、現行では今までの形で委託という形でさせていただきたいというふうに考えております。

○委員（伊藤健二君） 先ほどは、体育連盟が乗馬クラブに再委託をかけるという表現でした。馬事公苑全般にかかわる管理を再委託するから、言ってみれば体育連盟が限定された馬事公

苑に関してのみ、言葉は悪いですが、全面委託、もうちょっと平たくいうと丸投げをしているという理解になりますよね。ただ、体育連盟の中のメンバーでしょう、乗馬クラブの代表者も。だから、無関係のところへぼいと丸投げしたということじゃなくて、必要性に応じて相互理解のもとでやったということだから、特殊な例だろうということでも理解をしますけどね。丸投げしたじゃないか、だめじゃないかという単純な議論はしていませんけど、ただ、そういう点でいうと、今度は市が委託をかけるという形式ですか。それとも、これまで同様体育連盟という組織に、1つ法人としての体育連盟がありますね。これは民間事業者と位置づけましたよね。そこが馬事公苑以外の体育施設を総合して指定管理を受けるような想定として物事が成り立っていますよね、今。だけど、馬事公苑についてはどうですかということです。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 馬事公苑につきましては、今までどおり体育連盟を通じた形で、現行と変わらない方式で委託をお願いしようと考えております。

あともう1つ、先ほどの乗馬クラブにつきましては、馬術協会というのがございまして、そこが体育連盟の組織に入っております。乗馬クラブ・イコール・馬術協会というところがございすけれども、そういう形での専門性のあるところに委託をしているということで、伊藤健二委員もよく御存じだと思いますが、そういう形で委託をしているということでございすので、つけ加えます。

○委員（伊藤健二君） 現状については、そこそこいろんな経過があったことですので、承知はしていますけれども、新たに他の体育施設全体を指定管理に移すという流れの中で、ここだけがそういう流れにならなかった。しかし、管理の方法は現状と変わりませんという説明ですと、括弧つき再委託までしている二重構造であって、例えばどしゃ降りの大雨が降って、練習場の砂が大量に流出して、このままじゃちょっと使い勝手が大変問題が起きるということで、安全面も考えてもう一遍砂を大量に補充しなきゃいけないとか、これまでだと可児市の管理物だから、可児市が山砂を持ってきて補填をしてということでもやっていました。それから、管理事務棟らしいものがないので、一部の貨物列車をちょん切ったようなハウスですよ、あれを工夫して使ってみえるわけで、あれ何とかしてあげてよという話もよく聞きますし、何とかしてあげたほうがいいと僕も思うけれども、どういうルートと前後関係でそれをきちっと手当てするかということになると、やっぱりどういう管理物、管理責任と維持責任は誰なんだという話になるわけですよ。再委託までしてやろうという話なんだけど、この辺すっきりしているんですか。

だから、そこの手のつけられないところだけさわらずに、今のまま。そこは外して、あとは民間のノウハウでと言っておるけど、一番民間のノウハウでちゃんとせないかん対象のところは手つかずのままという、ちょっと何か片手落ちのような感じを受けるんだけど、こういう必要なお金をかけて補修したり保全したり、保守管理をするような事態が起きるときに、これは誰の使用責任でやりますか。体育連盟のほうですか。じゃないですよ。可児市が持つんですか。その辺ちょっと、判断基準と判定を教えてください。

○市民部参事（渡辺達也君） あくまで、今課長が申し上げたように、市が体育連盟に委託して、それを馬術協会に再委託しているという形ではございますけれども、あくまでも公の施設として体育施設条例に位置づけられた施設でございますので、最終的な責任は市が対応するという形は当然の理でございます。

○委員（伊藤健二君） いろいろと御苦労があるようなので、余りそれ以上は紛糾しませんが、ぜひちょっと難しい問題も含んでいると思うんでよろしくをお願いします。

馬事公苑はそれだけにして、あと体育施設の保守管理のところ、先ほど中村委員からも、剪定や草刈り等々の保守・保全の問題が出ましたよね。他の施設についても同様、いろんな諸課題があると思うんだけど、この体育連盟が自分で人を雇って、臨時であれ一時的であれ、そういう仕事を全部こなすかというところじゃなくて、いろんな業者に頼むというわけでしょう。だけど、特定の施設をまるっとそこへ丸投げするというやり方、全面委託、つまり市から指定管理者が請け負って、それをまた委託をかけるというのは、指定管理の条例に関していうと基本的には認めていませんよね。丸投げは要するに認めていないということなんです。指定管理で受けておいて、その下に個別の施設をA業者、B業者、C業者に委託させて、体育連盟と委託関係で管理させるということは、そういうやり方は認めていないんだね、二重の請負をさせる指定管理の手法は、そもそもは。

だから、特定の草刈りの部分だけとか、鉄骨が一部何らかの原因でゆがんだので、そこを補修する、保全しますとか、危険性除去の作業をしますとかという作業プログラムの一部を必要時発注すると。それを全ての技術者から作業員までの人件費管理を全部自分でやれという意味じゃないもので、委託はあると思うけど、だから部分委託だという理解でいいのかということを知っているんだけど、どうでしょうか。

○市民部参事（渡辺達也君） 指定管理につきましては、基本的な流れとしましては公募でやっていくわけですね。そうしますと、私ども選定する側としましては、誰が受けるかという形でのプレゼンをするわけでございます。それがふたをあけたら、A社じゃなくて、全面的に私どもが知らなかったCなりD社が下請で全面委託という、それはやはり本来の指定管理者制度の脱法行為だと思いますので、当然そこにつきましては、一応契約とはどうも考えられていないみたいですが、この協定というものできちんとそれは協議をして、落とし込んでいきたいと思っておりますし、最終的に相手を決める前にも、その辺につきましてはきちんと配慮して対応していきたいと思っております。

○委員（伊藤健二君） わかりました。全面丸投げじゃないということで、あくまで市が全面的な管理を委託する先、指定管理者について、基本全責任を持つんだよということをはっきりさせているということですね。それは協定で明らかにしていくという手法で今やっているということですね。それはしっかりとやっていただければと思います。

あと、議案書の38ページ、本文条例の条例の第8条の使用の許可ですが、ここへ来て、いわゆる半社会的勢力集団、いわゆる暴力団員による云々という、この条文が(5)で記載してあります。この趣旨は法律第77号にあって、それがそういう地方自治体の中での、先ほど排

除するために必要なこととして理解をしていますのでいいんですが、これ、何でこの時期に今回ここへばこんと入ってきたんですかね。もっと早く、この問題が出たときに、平成3年にこの法律があって、何度か改正されているけど、チャンスが何回かあったんだけど、ここまで来るのがおくれたという理解でいいんですか。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 申しわけございません。この件につきましては、今回指定管理を行うという中でいろいろと条文の内容を精査する中で、やっぱりこれを入れるべきだという判断になりましたので、今までしていなかったのは見落としということで御理解いただきたいと思います。申しわけございません。

○委員（伊藤健二君） どうもありがとうございました。使用の許可を市長等に使用の許可を受けなきゃならんというふうに条文を変えるわけで、当然指定管理者が使用許可書を出してくるという、そうすると当然いろんな紛れ込んでくる部分があると思うんで、これを今回しっかり書いたのは、漏れをなくしたという意味である意味で評価されるいいことなんで、お疲れさんでしたということですけど、今までは可児市が前面に立っておったんで、行政に対する組織暴力の対応については、ぱしっと本庁の配置も含めてやってきているから、それはそれでいいことだけど、こうやって指定管理で民間に投げたときに基準点をはっきり打ち出していくということは必要なことで、そういう点で御苦労さんですが、ひとつよろしく運営してください。

細かいところへ入りましたけど、質疑は以上です。よろしく。

○委員（中村 悟君） ごめんなさい。何か同じ者ばかりで申しわけないです。

11条の特別の設備等というのは、何か具体的にこういうものというのがありますかね、済みません。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） ここで言います特別の設備というのは、基本的には今運動公園の中に設置をしていますというか、備品として調べているもの以外のものを外部から持ち込む場合ということ想定しています。

例えばで言いますと、中村委員は野球が専門でございますので言いますと、例えばピッチングマシンとかそういうものを練習のときに持ち込みたいとかいうときにはこれに該当すると思いますし、まだこういうことはやっていませんが、あそこで野外ライブというようなことをもしやられる方が見えると、そこにステージとか音響設備、そういうものも設置することになりますので、それについては、例えば人工芝の上にそのまま載せるのがいいのかとかいろんな状況が出てきますので、そういうことについてここで書いておるといことでございます。

○委員（中村 悟君） ごめんなさい。同じ者ばかり質問して。

確認ですが、それこそ今、課長が言われたように、いろいろな面でお世話になっておるんですが、今の使用、例えばスタジアムを使用するときにはいろんな手続があるんですけど、まずは年間で決められますよね。あと、あいた日はそれぞれが申し込んで、とれるときに抽せんという形なんですけど、例えば指定管理者に移られたときも、そういった今、使用に決めて

みえるようなルールというのは、基本的には残るといふふうに考えてよろしいですかね。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 多分スタジアムのことで言ってみえるんだと思いますが、今、現行もいろんな団体に決められた優先日数というのを決めさせていただいています。ここは多目的に利用するというスタジアムでございますので、これについては指定管理者になった場合も、今の現行どおり、各種団体への優先利用の日数については継続をしていきたいというふうに考えております。

○副委員長（勝野正規君） 2点だけお聞きします。

ちょっと聞き漏らしたんですけども、新12条と新13条の利用料と使用料の違いの文言だけの話ですけど、それが1点と、指定管理に移行したときのスポーツ振興課の職員の配置とB&G財団の関係ってどうなるんでしょうかね。この2点をお願いします。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 今回、先ほど申しましたように、指定管理に出すもの、出さないものの施設がございますので、まず出すものについては、今回利用料金制という、施設の利用料が全て指定管理者のほうに入るといふ利用料金制を設けましたので、それについては利用料金という形で行います。

馬事公苑につきましては、現行どおり使用料という形、利用料と使用料という、その区別という部分でございますので、変えております。

もう1点、基本的には今、公益財団法人B&G財団とのかかわりにつきましては、市のほうがやっておりますが、基本的にはB&G財団との関係、あと県内のB&G財団の施設がございます。8市町村で行っています岐阜県B&G連絡協議会というのがございますけれども、その事務局を可児市がやっております。それについては、今までどおり、市の職員でやっていくことにしておりますが、ただそれに付随するいろんな事業ですね。例えば7月に行いますマリンスポーツフェスティバルとか、こういうものへの派遣の職員については、今回、指定管理者の中で出そうというふうに考えております。

○副委員長（勝野正規君） ありがとうございます。

昔って、センター育成士をどんどん育成していましたよね。今は多分、2年に1人ぐらいかな。こういう方々ももっともっと養成していったほうが私はいいと思います。スポーツ振興、海洋性スポーツの振興に寄与すると思うんで、そういうのがなくなっちゃうという可能性はないですね。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 海洋性スポーツにつきましては、非常に重要なところと考えておりますし、これについては、これは今、秘書課の職員研修で行っておりますので、継続するかどうかについては秘書課のほうと協議をさせていただいて、できれば今までどおり2年に1人ずつはそういうものに出させていただきたいというふうに考えております。

○委員（中村 悟君） この指定管理者に出すときって、年間幾らで出すんですけど、指定管理者に。そのことと、要は今、課長が言われたように、各施設を使ったときの利用料が指定管理者に入るわけですけど、今度とられた指定管理者になる事業者が収入としてなるのは、今の利用料と市からの年間の何かそういう委託料というか、その金額だけということになる

かと思うんですけど、あとその中でこのとられた指定管理者である事業者がどうするかというのは、さっきのいろんな業務も含めて、その料金のそこの中で全部ということによろしいですか。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 今回の指定管理者に出します指定管理料というのがございますので、それは人件費やら保険やらいろいろ、その管理をする部分の積み上げになると思いますが、全体がございまして、それと使用料収入という形になりますので、ある程度、金額も決めた形での指定管理料という形になってくると思いますが、ここで使用料、利用料金を上げれば上げるだけ、やっぱり指定管理者にとっては企業のメリットになってきますので、そこがまさしく企業の知恵の出どころといいますか、いかに利用率を上げるとか、利用料を上げるというところでの部分が企業のもうけになってきますので、そういう形で行っています。

○委員（中村 悟君） という、先ほどもちょっと例に挙げられました、例えばスタジアムでその指定管理者の方がAKB48を呼んでステージでやるよというようなことも当然可能で、そこで上がった収益というのは全部管理者の方がいただくということで、簡単な言い方をするとそういう考え方でいいわけですよ。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） スポーツ振興にかかわる自主事業ということで、指定管理者がそこを使っている事業を考えられるということは十分考えられます。それは収入になって上がるということでございます。

○委員（中村 悟君） そのことを聞いた上ですが、根本的に先ほど参事が言われたように、じゃあといって指定管理者を出したときに、これは多分、3月のときにちょっと聞きましたが、そんな手を挙げる業者の人は見えますかねという話をちょっとした覚えがありますが、見込みとしてありそうなのか、聞いていいことがどうかあれですが、どんな様子ですかね。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 実際に、これを公募したときに応募があるかについては未知数でございますけれども、現在、電話での問い合わせ等も何件かございますので、応募していただけるであろうということで今進めております。

○委員（伊藤健二君） 馬事公苑の使用の現状について、ちょっと状況をお知らせいただきたいと思うんですが、練習馬は1頭180円がどうということではなくて、それはちょっと置いておいて、スポーツ少年団に乗馬の団がありますが、それがどの程度使っているのか。要するに、その市の管理物のエリアが市民のスポーツ活動にどの程度、乗馬クラブの馬事公苑の中で貢献しているかということを知りたいんですが、今、土田の白鬚神社のやぶさめは、以前はここをお借りしてやっていたんですけど、現在はちょっと関係がなくなっているので、いわゆるスポーツ関係しか知らないんですけど、ちょっと状況をわかる範囲で結構ですが、紹介してください。

○スポーツ振興課長（長瀬繁生君） 詳しい数字については、今ちょっと手持ちの資料がございませんけれども、平日の夜と、あと土曜・日曜は、ほとんど毎週、スポーツ少年団の活動としてやっていただいて、状況はこちらも把握をしております。

あとは、白鬚神社の件はよろしいですか。述べたほうがよろしいですか。いいですか。

○委員長（野呂和久君） 他にございますか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もありませんので、これで討論を終了します。

これより議案第44号 可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第44号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

それではお諮りいたします。

本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めますので、そのようにいたします。

議事の都合により、暫時休憩します。

休憩 午前9時47分

---

再開 午前9時49分

○委員長（野呂和久君） それでは、会議を再開いたします。

続きまして、報告事項1. 可児市文化創造センターの大規模改修についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○市民部参事（渡辺達也君） それでは、可児市文化創造センターの大規模改修について御説明申し上げます。

まず、私のほうから最初に申し上げさせていただきます。

今般の文化創造センター a 1 a の大規模改修工事でございますが、改修の基本的な方向性と現時点での改修費用に対する捉え方について、最初に申し上げておきます。

第1点に、改修の基本的な方向性でございますが、施設自体が建設当時から利用者ニーズなどが大きく変化して、機能を方向転換しなければならない改善ではなく、機能は今後とも変わらないが、機器などが経年劣化により老朽化して性能が確保できない場合の改修というの

が、基本的な方針として持っております。

2点目に、現時点での改修費用の捉え方でございますが、あくまで今年度予定しております、実施設計後に概算費用というものは確定されてまいりますので、したがって、今回お示しさせていただきます各種の工事費用、後ほど担当課長から御説明申し上げますが、この2年間の現状調査を踏まえての試算にすぎませんものですから、実施設計後の数値との振幅は予測されますので、あくまでも現時点の段階で補足し得る試算として参考にさせていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いたします。

では、続きまして、担当課長のほうから資料に基づいて説明させていただきます。

○人づくり課長（遠藤文彦君） おはようございます。

それでは、委員会資料の1をごらんください。

可児市文化創造センター a 1 a の大規模改修についてでございます。

平成14年7月に開館しました可児市文化創造センター a 1 a は、この7月で丸14年を経過し、15年目に入ります。設備機器の大半が耐用年数を経過しており、今後、設備機器を中心とした大規模な改修が必要となってまいります。そこで平成26年度と平成27年度の2カ年において、施設の現状調査を行い施設全体の状態を把握しました。施設利用者が安全で使いやすい施設となるように、次の観点から大規模改修の方向性を検討しております。

1つ目として、特定天井など建築基準法の改正に伴う改修、2つ目には、施設利用者の安全を担保すること、3つ目には、劇場としての機能を損なわず、長期にわたり安定した運用を維持していくこと、4つ目には、設備の長寿命化と機能性の向上を図ることでございます。

平成27年12月の建設市民委員会では、1次調査については説明をさせていただいておりますが、1次調査は特に電気設備工事、機械設備工事について詳細な調査を行っています。

平成27年度に行いました2次調査は、建築工事、電気設備工事の追加部分、舞台機構設備工事、舞台照明設備工事について詳細な調査を行いました。第1次調査、第2次調査のいずれも大部分が経年劣化への対応、あるいは安全性を踏まえての予防、保全的な対応となります。

それでは、調査結果について、主な内容を御説明したいと思います。

最初に、建築工事でございますが、主に平成26年4月の建築基準法改正による特定天井の改修があります。特定天井とは、つり天井で高さ6メートルを超え、かつ面積が200平米を超えるものをいいます。可児市文化創造センター a 1 a の天井では、ロビーホール、外部のひさし、劇場内が該当いたします。そこで将来予想される巨大地震に備え、天井の崩落防止等の安全対策を講じるものでございます。そのほか昇降機の安全装置改修や建物の機能を維持するための外部の防水工事や内部の劣化部分の修繕を含んでおります。また、衛生設備について、身障者に配慮しましたオストメイト対応トイレの設置などを盛り込んでおります。

電気設備工事の改修内容は、保守部品がなく、今後機能が維持していくことが困難な設備や、消耗部品である自家発電の鉛蓄電池や経年劣化で損傷している屋外照明設備の一部などを更新するとともに、省エネルギー化や緊急地震速報対応など、防災機能の強化を盛り込ん



でおります。

機械設備の改修内容は、主に経年劣化や老朽化に伴い改修する空調設備となります。特に建物外部の室外機、ポンプ類などは劣化部品の交換やオーバーホールを予定しております。また、舞台機構や舞台照明設備工事の改修内容は、安全性の確保を重点にものや床機構の可動部であるチェーン、ワイヤー、ロープや給電ケーブルなどの消耗品部品の交換、あるいはオーバーホールを予定しております。また、システム全体を制御する操作卓の更新や制御盤内の部品交換などを盛り込んでおります。

財源につきましては、平成32年度までの合併特例債、公共施設整備基金、または国県補助金の中で活用ができるものなどを検討していきたいと思っております。

今後の予定につきましては、今年度実施設計を行い、平成29年度、平成30年度の調整期間を経まして、平成31年度、平成32年度に大規模改修の実施を考えております。以上でございます。

○委員長（野呂和久君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

○委員（中村 悟君） 済みません。単純なことです。

今、お聞きした今後の予定のところの実設計の後の2年間の調整期間というのは、これ、どういう期間のことですかね。

○人づくり課長（遠藤文彦君） 今回の工事に関しましては、大規模な改修のため、約1年間以内の休館を伴います。その場合にあらかじめ予約をしました方への啓発、そういったものの調整期間として設けさせていただきます。

○委員（川合敏己君） 教えてください。

2年ほど前でしたか、音響機器の設備をちょっと更新しなきゃいけないということで、億を超えるお金が要するというでちょっとびっくりした記憶があったんですけども、今回大規模改修でこれだけの金額が必要になってくるだろうと試算がされております。今後なんですけれども、そうすると大体12年に1回ぐらいの音響機器の買い換えがあって、この十五、六年で1回、こういった大規模改修があるというような見方になってくるのか。そこら辺をちょっと教えてください。

○人づくり課長（遠藤文彦君） 平成27年3月に出されました可児市公共施設マネジメント基本方針では、施設の耐用年数から来るオーバーホールや更新を落とし込んで、今後50年間の間に大きな改修を見込んでおります。

机上の検討につき、あくまで参考でございますけど、これによりますと、平成44年に42億円、平成54年に26億円の大規模な改修が見込まれております。財源については、基金の取り崩しや国県補助金等が考えられます。以上です。

○委員（酒井正司君） これも関連になるかと思うんですが、この間の衛館長との懇談でも2つテーマを申し上げたんですが、1つは、衛館長の個人的な人脈だけじゃなしに、人材育成ということと、今回の費用ですね、ランニングコストも含めての。今回はメンテナンスのほ

うですからランニングコストじゃないんですが、やはり市財政の身の丈に合ったということ  
を毎回申し上げるように、この先、市民への負担ということをややはり考えて、いろんな意味  
での多角的な検討をせざるを得ないと思うんですが、特に自主財源は公共施設整備基金の取  
り崩し、それから今回運よく合併特例債、これは3割負担でいけるという見込みですな。国  
庫補助金が可能なものでは、ちょっとこれいかにも曖昧過ぎる表現かと思うんですが、その  
辺、本当のもうちょっと突っ込んだ数字というものは提示できないんですか。

○人づくり課長（遠藤文彦君） 現在、今回の改修に当たっては、エレベーター等の改修に補  
助金がつく予定でございます。ですが、これは国土交通省の補助でございまして、こちらの  
金額は、エレベーターについて120万円ほどぐらいの予定でございます。

今後この情勢がいろいろ変わってまいりますもんですから、情勢を見ながら補助金の確  
保に努めたいとは思っております。以上です。

○委員（酒井正司君） 今、はっきりしているのがエレベーターの改修の120万円程度だけ  
ですか。ほかに可能性はないんでしょうか。文部科学省は出ないんですかな、こういうこと  
には。

○人づくり課長（遠藤文彦君） 今のところはありません。以上です。

○委員（酒井正司君） 合併特例債はどれほど見込んでいらっしゃるんですか。

○人づくり課長（遠藤文彦君） 合併特例債は、今、市全体の中で15億円を見込んでおります。

○委員（伊藤健二君） 想定財源、続いてですが、合併特例債15億円、これは可児市の今年度  
がそんなものでしょう。それを全部、これから借りていくんだけど、文化創造センター a 1  
a のそれに充てるという、大体そういう想定で言っておるんですか。まるっとじゃないと思  
うけど。

○市民部参事（渡辺達也君） 合併特例債については、上限がある話でございますので、これ  
からの例えば駅前拠点施設とか、いろいろと山積みしておりますので、その中でいろいろ  
優先関係がありまして、私どもは後になっていく話ですので、ほかに何かあればまた取られ  
ちゃうのかもしれませんが。ただ、今のマックスの枠としては、15億円ぐらいか15億円を割る  
ぐらいか、今の見込みとしましては充てがえるかなと……。

○委員（伊藤健二君） 9億円ぐらいだよ。

○市民部参事（渡辺達也君） いや、それはないと思います。今これからの財源の補填として  
の計画としては。これは財政サイドにも確認しておりますが、15億円弱、15億円が切れるぐ  
らいかなあというふうに見込んでおります。

○委員（伊藤健二君） そうすると、残りは整備基金のほうからとりあえずは持ってくると。  
基金はどんどんこれからもうちょっと積み増しをしてストックをためていこうという話もあ  
りますので、動きますけど、現行で20億円超えですよ。だから、残りの15億円なら四、五  
億円、基金から取り崩してということも含めてあると思うんですけど、どっちにしても19億  
円、どう安く見積もっていてもかかってしまうというのが、今の現状の到達だという理解  
でよろしいですか。

○市民部参事（渡辺達也君） 最初に申し上げましたが、まだ実施設計の前の段階でございます。今の現状調査の中で、目視とかいろいろ業者とのやりとりをさせていただく中で、ある程度こういうケースはこのぐらいかかるだろうと、そういう中での積み上げでございますので、最終的にいかばかりになるかということは、ちょっと不透明なところはございます。

主な財源としましては、今、伊藤健二委員がおっしゃったように、この合併特例債以外に公共施設整備基金が今40億円ございますので、そこから捻出するかなあというふうには考えております。以上です。

○委員（伊藤健二君） 質問じゃないんですが、いわゆる御参考までにとという余計な発言ですけどもね。大体10万人の都市で100億円の建物を当時建てたわけですよ。当時、私は議員になったばかりだったので、やっぱりこれ、過大投資だよねという話をよくしていたんです。ただ、何を目的に市民どういう要求、願いを市政で実現するために、これは大変大きな課題で困難なんだけれどもやっていこうよという話が大勢になったということなので、後から出てきた者が過大投資だと言って騒いでみてもそれは意味がないのでね。そういう意見を表明した上でやるからにはしっかりやってちょうだいという話にはなったわけですよ。

人口が大体10万人と言うけど、100億円の投資でこれだけの規模の文化創造センター a 1 aをつくるということは、どれぐらいの鑑賞人口を含めてバックエリアが要るのという話をしたら、やっぱりこの可児・可茂広域の23万人の人口ベースが最低限要りますよねという話が当時からもあったんですよ。だから、簡単に言えば人口規模から言えば2.3倍の規模を持つ施設をつくってしまうと、必要性だということなんで、当然100億円をかけてつくったわけですから、あとのメンテナンスが50年もつと考えればそれなりにかかるわけですよ。

一般的に言えば、特に音響機器や等々の芸術装置をたくさん含むわけですから、建物だけをつくったらあとは大してコストはかからんと、地震でも来なかったらほとんど壊れないよという話とは違ってね。6年から長くて8年。普通は五、六年でパソコン関係だとか音響装置というのはみんなもう劣化していくと、こういうわけでしょう。現に今回3億2,500万円か、音響装置は。さっきも議長もちょっと触れられたけど、やったわけですよ。だから、速いテンポで何回か何回か更新が出てくると、特にパソコンと機械とソフトの関係というのは微妙な問題があって、装置がもう動かなくなるというので、この前苦労をしたんですよ。だから、こういうことが今後も繰り返し繰り返し起きてくると。だけど、芸術性と舞台装置の大きさと、このパフォーマンス、キャパシティーの大きさの能力をいかんなく発揮しようということで最善の状態に持っていこうとすると、やっぱり十何億円とか20億円ぐらいの繰り返しが出るということですよ。

これは100億円を建てたことを決めた時点で想像しなきゃいかんです。想定ができていなかったとすれば、もう出発時点からの設計上のレベルの問題になっちゃうんですよ。同じ設計の先生が今回もやられるかどうかはよく知りませんが、当時は香山事務所でしたか。何かいろんな話は聞きますけど。いずれにしても、最初にどかんとかけたんで減価償却のための必要な資金の備蓄も大きいですし、私は60億円ぐらいの最終ストックを持っていないと

これは維持できないと。

ただ、50年後にこの文化創造センターが今と同じ機能と能力を保持しなきゃいけないかどうか。そういうやり方を可児市が市民文化政策の柱として掲げ続けなきゃいけないかどうかについては、もうちょっとよく今後検討をして変えていかなきゃいけない部分はあるんだろうなとは思いますが、ちょっと先が遠過ぎて読み切れないので、現時点でこの委員会の審議としては、可能な限り必要なものは必要でしょうけど、もとのキャパシティが大きいから、思わぬ額になっているよと。そこら辺をどう市民の理解と納得を形成できるか。また、それをやったことで、こういう市民文化が保持されている、うまく回っている、能力として発揮できているんだということもあわせてアピールしていかないと、お金の額面だけで走り出したら、もうなかなか難しい面があるかなというふうに思います。意見でも足しになるかどうかわからないけど。

ともあれ、もう我々は後戻りのできない流れの中に足を突っ込んだということだけは、議会側も理解しなきゃいけないし、執行部もしっかりとその辺は見定めた説明をしていかないと大変だと思いますね。先輩が決めたことだといって、それだけではなかなかいかんと思いますけれども。ちょっとした意見でした。

○委員（酒井正司君） 今の伊藤健二委員の発言は、まさに市民の声というのが尽きると思うんですが、将来ということ、今の年間5億円近くのランニングコストがかかるということに私どもは判こを押すわけだし、今後についても、当然責任を負わなければいかんわけですが、1つだけ、公共施設整備基金というのは、今、伊藤健二委員がおっしゃったような将来にわたっての経費、ランニングコストもメンテナンスも含めてね。それというのは大体想定内ですか。あるいは大幅な見直しが必要ですか、いかがですか。

○市民部参事（渡辺達也君） ちょっとこれは迂遠な御説明になるかもしれませんが、御参考までに申し上げておきますと、今回の文化創造センター a 1 a は、建設に向けて昭和55年に文化創造センター施設整備基金が発足、造成しました。以来、平成10年までの19年間で元利合計で最終残高が約56億円でございます。そうしますと、この19年。先ほど課長が申し上げましたが、今度のピークがいつ来るかとなると、またこれは平成44年ということでございますので、これからまた18年とか、同じぐらいかかるわけでございますよね。今の40億円を全部充てるわけにはまいりませんので、それは計画的に積んでいく必要はあるかと思えます。

ですので、そこら辺につきましては、これが私ども現場サイドのお話じゃなくて、財政的な見地からこれは考えていく必要があるかと思えます。御指摘のように、かつては文化創造センター施設整備基金として1本の基金がございましたけど、これはやはりファシリティマネジメントの観点から一つ一つの基金を積むんじゃなくて、全体としての基金の中で公共施設を考えるとということ。また、この考えが変わるかもしれません。これまでの今現行、維持しておりますのは、そういう考え方でやっておりますので、この公共施設整備基金は計画性を持って、特に一番使われるのが文化創造センター a 1 a の関係でございますので、そこら辺を中軸にしっかりと見据えて、計画性を持ってやる必要があるかと考えております。

○委員長（野呂和久君） 他に御意見はございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては、以上で終了いたします。

ここで午前10時20分まで休憩といたします。

休憩 午前10時12分

---

再開 午前10時20分

○委員長（野呂和久君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、報告事項2.（仮）可児・御嵩インターチェンジ周辺土地区画整理事業についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○建設部長（三好英隆君） よろしくお願ひいたします。

建設部所管のほうから報告事項としましては、今、委員長のほうで御説明ございました(2)から(7)までの6点について説明をさせていただきますので、順次担当課長のほうから説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○都市整備課長（佐合清吾君） 私のほうからは、資料ナンバー2番でございます。（仮称）

可児・御嵩インターチェンジ周辺土地区画整理事業について御報告させていただきます。

まず、お手元の資料の施行区域を少し説明させていただきます。

下欄のほうに位置図が載っておりますけれども、赤く線に囲われた区域でございます、面積は約20ヘクタールでございます。この場所は、東は東海環状自動車道可児・御嵩インターチェンジ、西は県道多治見八百津線、南は国道21号線、北は名鉄広見線に囲われた地区でございます。

この地区につきましては、以前より地権者の方々により土地利用についていろいろと検討がなされてきました。平成28年5月20日に可児市土地区画整理事業助成要綱に基づき、可児・御嵩インターチェンジ周辺土地区画整理事業発起人会より土地区画整理事業助成申請書が提出されました。

事業の概要は、可児市土地区画整理事業助成要綱に適合しておりますので、土地区画整理法第14条に規定する認可までの調査、測量、設計及びその他の事務について、予算の定める範囲内において助成を行うことといたしましたので、御報告させていただきます。なお、図面を見ていただきますとわかりますけれども、一部御嵩町のエリアがございますので、ここについては御嵩町と協議をしております。

なお、今後の予定でございますが、不確定要素であります御存じの亜炭鉱があるだろうという推測もされますので、その確認のためのボーリング調査と埋蔵文化財の試掘調査を実施いたしまして、基本計画の策定を平成28年度中に実施したいというふうに考えております。なお、予算につきましては、9月補正でお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（野呂和久君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

○委員（中村 悟君） 単純なことでお聞きします。

とりあえずこれだけの広さとこの場所だと大きな商業施設が来るという前提の事業なのかなと思いますが、その辺をちょっとお聞きしたいということと、もう1つは、組合施行の区画整理事業ということで、この文章だけで読んで言うと、例えば区画整理法第14条の規定に認可、組合設立までの調査、測量、設計及びその他の事務について、予算の範囲内で助成を行うことといたしましたとあるんですが、最後のところの例えば垂炭鉱のボーリング調査だとか、埋蔵文化財の試掘だとか、そういった調査という分のお金というのは、市の予算として今後出てくるわけですか。

○都市整備課長（佐合清吾君） それでは、お答えをいたします。

まずこの地域につきましては、商業地域というような形を考えておまして、そのような大規模店とか、そういうのも可能性の中にはあるということです。これについては、まだ十分いろいろ調査する必要もございますので、何が来るとか、そういうところではないんですけども、いろんなことの調査等をかけながら、地権者の方の御要望もありますので、そういうことをよく調査しながら最終的に決められることをごさいます、今の段階では、はっきりしたところは持っておりません。

あと費用につきましては、ボーリング調査及び今の埋蔵文化財につきましては、これは組合設立までの業務に当たりますので、これについては、可児市のほうで全額行うということでございます。以上です。

○委員（伊藤健二君） 2名の権利者がまだ不同意であるかごとく書いてあります。不同意のままですうっといったときには、土地区画整理ごとの関係でいくと、どういう扱いになるんでしょうか、まず教えてください。

○都市整備課長（佐合清吾君） 一応3分の2以上同意があれば施行が可能だというふうに考えておりますが、ここにつきましては、おおむね御了解が得られるということで、今の現時点でまだ仮同意が出てきていないだけで、近々に出されますよというような御返事は発起人委員会の方から内々には聞いておるということでございます。

○委員（伊藤健二君） 見るところ、この対象地区は田んぼ、畑等の、いわゆる農業用地で、これはこれだけきれいになっているところを見ると圃場整備をしたんですね。ちょっと詳しい経過を知らないんであれですが、この辺は農地助成金も出してやってきて圃場整備して、それとの関係でいろいろと課題というのは残っていますか。年数が何年以上だからもう問題ないとか、公的資金を投入して圃場整備をして、農業生産を高めるためにやったと思うけど、そいつを今度は完全に、いわゆる雑種地もしくは駐車場等になるわけでしょう。いわゆる開発ですよ。だから、その辺の関係でいうと、どういう経過を経てここへ来ておるのか。調べてないですか。

○都市整備課長（佐合清吾君） 詳しくはまだ調べておりませんが、縛りはないというふう  
に私どものほうでは判断いたしておりますけど、これについては、ここは昔やった鉱害復旧  
事業と普通の土地改良事業だったと思いますので、これのところは一度確認はさせていただ  
きます。

○委員（酒井正司君） 立地上も非常に期待のされる地域かと思うんですが、1つ、やはり亜  
炭廃坑の状況と埋蔵文化財の場合は調査して埋め戻しで、せいぜい基礎の位置変更ぐらいで  
事は足りるかと思うんですが、問題はやっぱり亜炭廃坑の大きさと深さだと思うんですが、  
それによって工期とか大幅な見直し、あるいはこの計画そのものの大きな見直しを迫られる  
ケースが出てくるんじゃないかと思うんですが、現状の見通しはどうか。ラフなものが出  
ていますよね。

○都市整備課長（佐合清吾君） 亜炭鉱でございますけど、御存じのとおり御嵩町のほうでも  
今モデル事業ということでやってみえます。ですので、ボーリング調査を御嵩町側のほうで  
何本か、これは当然打ってみえますし、あと東海環状自動車道をつくったときにインターチ  
ェンジ付近のところをボーリング調査もやっておりますし、埋蔵文化財調査もやっておま  
す。その中の経緯というか、資料を見ますと、御嵩町側のほうはやっぱり浅いところがあり  
ます。可児市側のインターチェンジから西については、東海環状自動車道のときにやったボ  
ーリングデータでいきますと、60メートルぐらい下のところに空洞があったよというような  
ボーリングデータの調査が出ております。

全体的な亜炭鉱の深さについては、御嵩町側のほうからだんだん可児市に向かって深くな  
っていっておるといような斜坑で掘っていっておりますので、そんなような形になっておる  
んじゃないかという推測は、既存のボーリングデータで確認はできております。可児市の今  
考えておるエリアについては、むちゃくちゃ浅いところはないというふうには推測はされて  
おりますけど、これはあくまでもやっぱり推測ですし、昔、田んぼのところ少し沈下した  
りとか、そういう事例もございますので、ボーリングで調査を行って、そこら辺の深さにつ  
いてもよく確認して、今おっしゃったような、本当に浅いとなると充填事業をやるかどう  
かというところまでかかってしまいますので、費用と工期についてもかなり影響が出ると思  
いますので、そこら辺はしっかりとボーリング調査で確認したいなと思っております。現状  
の判断としては、あったとしてもかなり深いところじゃないかというふうにはデータ上の解析  
としては、私どものほうはしておるということでございます。

○委員長（野呂和久君） 他に御意見はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては、以上で終了いたします。

先ほどの伊藤健二委員の答えは、この後いただけるということですか。

〔「調べて確認します」の声あり〕

続きまして、報告事項3. 「可児市かわまちづくり基本構想・基本計画」策定状況につ  
いてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（田上元一君） それでは、資料のほうは3をお願いいたします。

私のほうからは、可児市のかわまちづくりの基本構想・基本計画の策定状況について御説明をさせていただきます。

この基本構想・基本計画につきましては、建設市民委員会ごとに報告をしてきたところでございますが、3月の委員会以降、市民の皆様へのアンケートでありますとか、第2回の協議会を開催いたしましたので、現在の進捗状況ということで御報告をさせていただきたいというふうに思います。

まず資料の最初のところでございますが、これは繰り返しになりますけれども、そもそも「かわまちづくり」とは何かというところについて整理をしております。今回の対象エリアでございます木曾川左岸エリアにつきましては、御案内のとおり、木曾川左岸遊歩道友の会の皆さんが整備をされました遊歩道を初めといたしまして、多くの自然や歴史、文化の資源にあふれておるところでございます。

こうした資源を生かしながら、昨年度策定をいたし可児市総合戦略や観光ランドデザインで位置づけをされているとおり、新たなにぎわいや人の流れを創出していくための計画を定めるというものでありまして、国土交通省の支援制度ということでございます。

「かわまちづくり」につきましては、平成27年、平成28年度の2カ年で策定をするということになっておりまして、昨年より関係者の皆さんとの懇談会や関係機関への聞き取り、それから子育て世代のお母さん方へのアンケートなどを経まして、かわまちづくり協議会、いわゆる有識者会議におきまして、基本構想・基本計画について御協議をいただいているという状況でございます。

平成28年2月10日に第1回の協議会を開催いたしまして、まずもって可児市が「かわまちづくり」に取り組むことによって、良好なまちづくりの推進をしていこうということについて共通認識をいただいたのが第1回でございます。その後、3月から4月にかけて、土田、今渡の住民の皆さんを対象にしました市民アンケートを行い、平成28年5月11日に第2回の協議会を開催いたしまして、基本構想についてのおおむねの合意をいただいたというところでございます。

資料の「かわまちづくり」基本構想というところでございます。

ちょっと関連的なことになって恐縮でございますけれども、可児市が目指す「かわまちづくり」の基本構想ということで、その基本理念といたしましては、木曾川という大変大きな大河がまちや人々の暮らしに潤いとか安らぎ、そしてにぎわいをもたらしているということがあります。そして「かわまちづくり」によりまして自然とのつながりや空間とのつながり、それから人とのつながりをもたらしていくということを踏まえまして、基本理念を「木曾川がつなぐ、育む、かにかわまちづくり」～まちと暮らしに賑わいと潤いと安らぎをもたらすつながりづくり～というふうにいたしました。そして基本方針を自然とのつながり、それから空間とのつながり、そして人とのつながりというふうにしたものでございます。



裏面のほうをお願いいたします。

基本構想の取りまとめというのを受けまして、今後は具体的な基本計画への策定という形に進んでまいるということになってございます。これまでの議論で整理をされましたさまざまなアイデアにつきまして、ハードな事業、それからソフトな事業、それから短期で取り組む事業、中期・長期で取り組んでいく事業、それから国が担う事業、県や市——これは可見市や美濃加茂市ということになりますが——が担う事業、そして住民の皆さんが担う事業など、役割分担でありますとか、スケジュールなどを明確にいたしまして、基本計画として取りまとめをしていきたいというふうに考えております。

現在の状況でございますが、取り組みアイデアを本当に実現性があるのか、実効性があるのかということで、その面から事務局で検証をしております。次回、7月末か8月の頭になるかと思いますが、開催予定の第3回の協議会において御審議をいただいて、その内容についてブラッシュアップをして、9月開催の第4回の協議会において基本計画として取りまとめることといたしたいというふうに考えております。

そこにアイデアの案ということで幾つか書かせていただいておりますが、主なものということでございますけれども、遊歩道を今渡から土田まで延伸整備するということとありますとか、それに付随するトイレや休憩所、駐車場などの便益施設を整備するということ、さらにはマップや案内看板、サイン看板等を整備していこうということ、そして対岸の美濃加茂市との回遊性や周遊性を確保すること、さらにはサイクリングルートやサイクリングの環境の整備を行っていききたい、あるいはイベントの開催や環境歴史学習の実施などというようなことが上げられていることとあります。

これらのアイデアや案につきましては、これまで実施をいたしました懇談会やアンケート、それから聞き取り調査、さらには協議会の議論においても、おおむね皆さんの方向性としては一致をしているというところでございます。

事務局といたしましては、平成28年9月をめぐりに「かわまちづくり」基本構想・基本計画を仕上げまして、同時並行で国、これは中部地方整備局になりますが、「かわまちづくり」の登録申請を行いまして、年内には登録を完了したいというふうに思っております。そして平成29年度、次年度から具体的な事業ということで展開をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○委員長（野呂和久君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

○委員（高木将延君） まず、散策ルートの件で、ちょっと詳しく聞かせてください。

終点・起点がどちらかとかよくわからないんですけど、今渡公民館から湯の華アイランドというようなことになっているかと思いますが、木曾川左岸遊歩道友の会がやられているところまで、例えば今渡公民館から遊歩道に入るまでの間、また遊歩道から湯の華アイランドに行くところは、多分国道の脇を通るような形になっているかと思うんですけど、このあた

りの計画は、このような状況でいくということでしょうか。

○都市計画課長（田上元一君） 今、表面のだいたい色ですかね。これが散策ルートのイメージになってございます。今、高木委員のほうから御指摘がございました。幾つか実はポイントがございまして、まず太田橋のあたりをうまいこと通過をして、今の木曾川左岸遊歩道友の会の皆さんの遊歩道にうまいことつなげていけることが1つのポイントとしてあるのかなあというふうに思っております。

それからもう1点は、今御指摘のございました国道41号のところ、せっかく歩いてこられた方が国道のそばを歩いていくというのは、どうもいかにもというところで、できればこれを町なかといいますか、そこをうまいこと通して可児川下流の自然公園まで行かせていきたいなあというふうに考えておまして、今、関係機関との協議に入っているというような状況でございます。以上でございます。

○委員（高木将延君） それに続いてもう1点なんですけど、鉄道を利用してウォーキングに来られている方、またその大会みたいなことがやられていると思うんですけど、これ今渡駅と可児川駅との接続などは、どのように考えているのでしょうか。

○都市計画課長（田上元一君） これは対岸の美濃加茂市も若干関係してまいります、ちょうど木曾川を挟んで可児市と美濃加茂市、それから駅でいいますと日本ライン今渡駅、それから可児川駅、それから美濃太田駅というのがそれぞれございます。それぞれの駅からのアクセスをどう確保していくかというのが1点ございます。恐らく名鉄を御利用なされる方は日本ライン今渡駅におられて、このルートをずうっと来て可児川駅まで戻ってというような形になるのかなあと思います。

実は名鉄がことしの春にやられたウォーキングイベントにつきましても、今渡でおりて、おおむねこのルートを歩いて湯の華アイランドあたりで少し一服していただいて可児川駅から帰るというような形をとっておられました。その辺が基本になるのではないかなあと思いますので、我々のほうとしましては、この計画の策定と同時並行で鉄道事業者への働きかけというのをも同時に進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員（高木将延君） もう1点お願いします。

安全性の面で、今、遊歩道のところはやはり木曾川左岸遊歩道友の会がいろいろとやられておまして、また奇岩コースとか、新たなコースなども設定しているかと思うんですけど、今回のアイデアの中でサイクリングとかの話も出ていますが、そういった場合に自転車の乗り入れ等だと、また安全性の基準というのが変わってくると思うんですけど、そのあたりはどのように協議して、どのレベルで安全性を確保していくかということの考えがありましたら、お聞かせください。

○都市計画課長（田上元一君） サイクリングのルート、それから例えばレンタサイクルというのがアイデアの一つとしてございます。それで今の遊歩道も無理くり自転車で行かれる方も多いかと思いますが、我々としては、遊歩道から上がった堤防道路を中心にしたところがサイクリングルートなのかなあ。サイクリングにつきましては、中濃大橋を美濃加

茂側に渡りまして、例えば坂祝町あたりまでも延伸ができるのかなあと。それについては美濃加茂市、坂祝町にもお声かけをして、そうした連携が図っていけないかなあということは今協議しているような段階でございます。

仮にレンタサイクル云々という話になりましたら、例えば土田の多目的広場あたりがその拠点になるのかなあというふうに考えておりますし、またそうしたものをどうして管理していくかということに関しては、木曾川左岸遊歩道友の会の皆さんとも実は協議を始めておりますので、まだまだ協議の途中ではございますけれども、例えば木曾川左岸遊歩道友の会の皆さんの管理というような形で委託みたいなことでできるのであれば、一定の基準を設けて、あるいは安全性の確保という面でも、そこで基準を設けて進めていけるのではないのかなあということをおもっております。以上でございます。

○委員（高木将延君） そうすると、「かわまちづくり」に関すると、美濃加茂市のほうが先にやられているかと思えます。美濃加茂市は美濃加茂市自体で一つそこで完結するような計画になっているかと思うんですけど、サイクリング等で対岸とコラボレーションしていく場合は、やはりその協議もしながらということによろしいでしょうか。

○都市計画課長（田上元一君） 先ほど申し上げた「かわまちづくり」協議会というもののメンバーに美濃加茂市の建設水道部長にも御参加をいただいております。回遊性・周遊性については、実は美濃加茂市のほうからもぜひにというようなお話がございました。

それから、それは人の流れも、それからサイクリングも含めてでございますけれども、川を挟んで対岸でございますので、「かわまちづくり」としては先輩になりますけれども、言っただけが悪いですが、あちらはコンクリートのああいうところですので、我々のほうの自然のところを向こうとしても生かしたい、利用したいというところがありますので、しっかりと連携をとりながら進めていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○委員（伊藤健二君） ちょっと将来問題についてお尋ねします。

今、木曾川左岸をずうっと駆けると堤防のないところがあって、そこをちょっと住民団体の、木曾川左岸遊歩道友の会等が青色で整備をしたところです。ここをかちやと切れて上がって散策コースが伸びていますが、ここはもう堤防の上でして、御存じのとおり、ここにあるべき堤防が、国の方針で管理ダムで管理するからつくる必要なしという説明でつくってないわけですね。今度は可児市がここに多目的広場を建設していくということですので、堤防にかかわる部分はいいんですけど、いいというのは、要するに必要な措置をとって、堤防がない部分を押さえた対応をしていただけるんだと思うけど、国は今後、この木曾川左岸について、堤防を築造するような方向というのは、全くない、100%ないというふうに考えてよろしいんですか。

逆に言えば、あと3メートルで木曾川の堤防敷を超えるという前回そうだったんですよ、見に行ったけど。大変だった。内水氾濫は起きるし。そういうこともあるんで、堤防はまだ超えていませんが。だから、堤防はつくらなくても管理できると豪語されておるんで、その国土交通省の説明を信じるか、無理やりうのみにするかどうするかという話なんですけど、

どう聞いているんですか、市の関係部署としては、そこを教えてください。

○都市計画課長（田上元一君） まず堤防については、この青色ではない、そこから上がったところの堤防につきましては、実は昨年、茨城県で大雨が降って堤防が決壊をしたという大きな事故がありました。それに伴いまして、国土交通省としては、築堤したところの天端に舗装をかけることによって、堤防の強度を増したいということは最優先でやりたいということを申しております。どうも今年度中か来年度早々にはそれをやりたいということを実は申しておりますので、当面例えば堤防をかさ上げするとかということはこの区域において聞いているかということ、聞いておらないということになります。将来的にどうかという話は、済みません、まだそこまで聞き及んでないというのが現状でございます。

一方、築堤以外のことについても、せっかく可児市が美濃加茂市や住民の皆さんと一緒にやってこういうことをやるのでということで、国土交通省の直轄事業としてお手伝いできるところは、なるべくお手伝いをしたいということをおっしゃっていただいております。それについては、今の堤防の道路舗装だけではない、このアイデアの中で出てきたことについても、直轄事業としてできることについては、なるべく実現できるようにしていきたいというお話を承っておりますので、これから国土交通省のほうにも強く働きかけながら、住民の皆さんがお考えでいらっしゃるものが、ぜひともここで実現できるようにしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員（酒井正司君） 高木委員からの鉄道利用のお話が出て、本当にこれが最優先に確保されるべきだと思うんですが、現実には多分、域内からの方は車でということになると、土田の多目的広場と木曾川下流域の公園のところぐらいかと思うんですが、そうしますと、やはり中心になるのは多目的広場、これはこれから開発するわけですが、この辺との連携といいますか、構想の組み込みといいますかね。その辺、結構大きなポイントになるかと思うんですが、その辺はどうなんですかね。

○都市計画課長（田上元一君） 酒井委員がおっしゃったように、恐らく多目的広場がこの「かわまちづくり」のコアな施設になるのは間違いないと思いますし、住民の皆さんのアクセスという意味でも、恐らくここに集中されるのではないかなというふうに考えてございます。

多目的広場は都市整備課ではありますけれども、今、実施設計をちょうど仕上げつつあるところですが、我々の「かわまちづくり」の計画を踏まえた計画にしてもらうようにということで協議を進めておるといのが現状でございます。

それからもう1つ、ちょっと現場の写真がないのであれなんです、多目的広場と堤防敷の間にちょっとした敷きがあるんですが、これは国土交通省の敷きになるんですが、多目的広場を今よりも少し上げて、堤防よりも少し高いぐらいのところまで上げてまいります。そうするとその間のところがあくといいますか、空間ができますので、そこは市のお金で埋めさせていただいて、有効な土地として使わせていただきたいということは国土交通省に申し入れをさせていただきます。

そうすると、そこは公園の区域ではないところではありますけれども、余剰地みたいでいい空間ができますので、そこで例えば公園の中ではできないようなこと、火を使ったりみたいなことはなかなかできないことですし、いろんなイベントとか、そういうこともなかなか公園の規制の中でできないものも、そうしたところでやれるようなことになるのかなあと。そういう意味では、本当にここの多目的広場が中心になって、ハードなものというよりは、どちらかといえばソフトなものには非常に対応できるような施設になるのかなというふうに考えておりますので、都市整備課とはそんな形で今調整をさせていただいているというところですので。以上でございます。

○委員長（野呂和久君） 他に御意見はございませんか。

質疑以外にアイデア等も、もしかございましたら……。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しましては、以上で終了いたします。

続きまして、4. リニア中央新幹線整備事業可児市内の進捗状況についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（田上元一君） それでは、資料4のほうをお願いいたします。

リニア中央新幹線の事務につきましては、昨年、平成27年4月より、企画部総合政策課から建設部都市計画課のほうに所管がえになってございます。このため昨年の4月以降、ほぼ1年間の可児市内の進捗状況について、本日、御報告をさせていただきというふうに思います。

御案内のとおりリニア中央新幹線の東京一名古屋駅間につきましては、平成26年10月17日に国土交通大臣が工事实施計画の認可をJR東海に対して出しまして、事業計画の段階から実施の段階に入ったということで、JR東海が沿線の各市町において事業説明会を開催し、沿線ごとに事業を進めておるといような状況でございます。

可児市におきましては、資料にございますように主に大萱地区、そして大萱以外の久々利地区、それから柿下地区、大森地区の4地区が直接といいますか、整備事業のエリアということになってございますので、それぞれの地区についての進捗状況を簡単に御説明させていただきたいと思っております。

まず大萱地区でございます。

この地区は御案内のとおり、地上走行部約1.2キロとトンネル部があるわけでございます。現在の状況といたしましては、測定の基礎となります基準点測量と中心線測量が実施済みとなっております。また地中の地質の状況を調べる地質調査につきましては、弾性波探査とボーリング調査を一部実施済みでございます。

当該地区につきましては、御案内のとおり計画段階より大萱組、そしてリニアの対策委員会がルートの変更、いわゆる地下化をJR東海に対して要望をしております、JR東海と地元自治会との話し合いが継続をしておるといところでございますが、現在に至るまで両

者が納得できる方向性が見出せていないというのが状況でございます。

市のほうといたしましては、事業そのものに推進という立場であるものの、地元住民の皆さんの不安や御懸念が少しでも和らげることができるよう、地元寄り添いながらJR東海や岐阜県との間に立って意思の疎通でありますとか、情報のやりとりの橋渡し役を務めておるといことでございます。何より住民の皆さんが納得できるという形で事業が推進できるような道筋をつけていくというのが役割であると考えまして、なるべく足しげくといいですか、地元のほうに通っているというのが今の現状でございます。

次に、大萱地区以外の久々利地区でございますが、ちょうど小淵ため池の南のあたりということになります。この地区は橋梁部とトンネル部でございます。

現在の状況といたしましては、基準点測量、中心線測量が実施済みでありまして、あわせて弾性波探査とボーリング調査を実施済みでございます。また、水利用調査といたしまして、現状で御利用されていらっしゃる井戸やため池、頭首工等の実質調査を実施済みでございます。

当該地区につきましては、地元自治会と市の動きは特にございません。JR東海が地権者の了解を得ながら作業を進めているというような状況でございます。

続きまして、柿下地区のトンネル部でございます。

当該地区につきましては、トンネル部ではございますが、土かぶりが30メートル未満の箇所がございます、いわゆる地上権の設定が必要となる区間がございます。現在の状況といたしましては、測量、地質調査、水利用調査が実施済みでございます。当該地区につきましても地元自治会と市の動きは特になく、JR東海が地権者の了解を得ながら作業を進めているという段階でございます。

次に、大森地区のトンネル部並びに非常口でございます。

当該地区につきましては、トンネル部につきましては、30メートル下を通過いたしますので、権利設定等は発生をいたしません、非常口を設置することとなっております。現在の状況といたしましては、基準点測量、ボーリング調査、水利用調査が実施済みであり、あわせて用地取得に必要となる不動産鑑定を岐阜県が実施済みでございます。

当該地区につきましては、事業説明会の時点から非常口の位置が住宅地に非常に近いということで、地元大森新田組の皆さんが非常口の位置変更をJR東海に要求しておったところでございます。当初JR東海といたしましては、計画変更を一切認めないという姿勢でございましたが、本線についての位置変更は今のところ一切考慮はない、余地はないというものの、附帯施設については柔軟に対応したいということで、地元自治会に対して位置変更、これは裏に図面がございますけれども、まだ詳細の位置までは確定をいたしません、位置を変更するというのを御提案なされまして、地元自治会がそれを御了承し、事業が少しずつ進み始めたというのが現状でございます。

市はこの地区につきましては、直接自治会のコミットメントとしてはありませんが、JR東海に対しまして、地元自治会との窓口を閉ざさないことや位置変更などについて要請をし

続けまして、結果として、現在の状況になったものというふうに認識をいたしております。

以上、各地区の状況でございますが、御案内のとおりまだまだ測量の段階でございますので、例えば概略設計というものにももちろん着手をしておらないという状況でございますので、当然ながら工事の概要についても、現時点ではわからないというのが現状でございます。このため、市の関係各課においても、現時点で何らかの対応をするという段階には至っていないということでございます。

市のほうといたしましては、私ども都市計画課に情報集約をいたしまして、各課との横の連携調整を密にするということや、JR東海や岐阜県からの情報を的確に地元のほうに御提供して、事業実施にそごがないようにしていきたいというふうに考えておるところでございます。

なお、その他の動きといたしましては、平成27年2月4日ですかね。岐阜県とJR東海が用地取得事務の委託契約を受けたのを受けて、昨年6月26日付で岐阜県と可児市が用地取得事務委託契約を締結いたしましたところでございます。これはよく国道や県道にも見受けられる用地取得事務の委託ということで、可児市として用地取得の一翼を担うというものになってございます。それに伴いまして、本年より用地課の職員1名を岐阜県のほうに派遣をいたしているというところでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（野呂和久君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

○委員（伊藤健二君） 一番最初に説明された大萱地区の大萱組とJR東海の話合いが継続中ということですが、その話し合っている内容とか進捗の程度については、逐一を承知しておられるわけですね。

〔「はい」の声あり〕

それで、当時から問題になっているんですが、地下化するしないの話は大きな問題なんで、ちょっとここで議論もしませんが、共同墓地がかかるという話だったけど、それをかかせないようにするために、例えば共同墓地がごそっと引っ越しをすとかせんとか、そんなことができるとはちょっと思いませんけれども、そういう墓地の取り扱いに関する話し合いの方向性とか、そういうのは何か出たんでしょうか。

○都市計画課長（田上元一君） 当該墓地、それからその周辺がちょうど荒川豊蔵資料館の近辺で、うちの文化財課のほうで国の史跡の指定をするということで、目指しているということで協議が進んでおったところにJR東海の計画が当たってきたという状況でございます。

それで文化財課のほうは、実は国に指定をするにしても、本当にJR東海のほうの計画が詳細のものがわからなければどこの位置になるかというのが詳細にわからないということで、まだまだ文化財課のほうとしても進められないというような状況になってございます。

それで1つは、そのお墓のすぐそばに川がございまして、そこに橋脚を1本設けるというような予定になってございまして、県道のあたりまで飛ばしてお墓をかけないようにしてほ

しいというふうで、つまり幾つか橋を整理してもらえんかと、文化財課と我々と要請しております。ＪＲ東海のほうからまだ正式な回答はございません。当然橋を少なくするという事になれば桁圧が厚くなります。構造物としては大変頑丈なものになりますので、そうしたものの景観ということをＪＲ東海は言っておりますが、一方で、逆に言うとそれが技術的に可能かどうかというところまで、まだまだ行っていないというのがＪＲ東海の現状であるというふうに認識をしております。

一方で、お墓そのものは上空をいこうが取得をしなくちゃいけないという現状もございますので、まずさわってほしくないというのが地元の１つでありますし、それから売却、いわゆるそれをしたくないというのもございます。その今のルートから両方を合わせて満足する方策があるかというとなかなか難しいところではありますが、まずもってその現状を少なくともさわらないようにするためにはどうしたらいいんだということを、私どもと文化財課のほうで県を通してＪＲ東海のほうに要請をしたというのは、去年１年間の中で動きとしてございます。以上でございます。

○委員（伊藤健二君） はい、わかりました。

それからこの地域、ため池が久々利の大萱以外をとっても柿下をとっても、それから大森にとってもそうなのですが、地図に落とすとよくわかるけど大変ため池が多いです。可児市の中でもため池が集中している場所というところちょっと語弊があるかもしれないが、水がたまっていなくても、つまりため池用として水を受けると。そういうところへ大きなトンネルをともしもあれ通すということだし、出口をつくるとなると、きょういただいた資料を見てもわかるけれども、検討箇所が笹洞と長洞ため池の両側にあって上・下にある。

だから、もっと言えば、長洞ため池の前にあった非常口検討箇所が横へずれることで、今度は北側には星見台という新興団地があるわけですね、一番最後にできた団地で。ここの住人はみんな総体的に若い人で、静かな場所にここから音がどういう形で出てくるのかも含めて、前以上にできる場所いかにもちろんよりますけれども、新たな問題となってくる可能性がある。

そうしたことについて、新田組と大森財産区管理会の同意は得られたものの、逆に今度は変更による星見台の町内会というか、自治管理組織との関係でどうなのかということも含めて、ある意味もう一遍仕切り直しをしないと、そんな話は初めて聞いたという情報漏れの人たちも当然いることと思われまますので、この辺の対応について、今後どうするつもりなのか、お考えをお示してください。

○都市計画課長（田上元一君） 今、伊藤健二委員のほうから御案内があったように、ちょうど図面にあるように、まだこの位置が詳細のところはわかっておらないということですけども、いわゆる大森財産区のところにある位置を変更するという事について、大森新田組と財産区管理会については、御了承いただいたということでございます。

一方、星見台につきましては、この計画を変更するという事に関して、今のところ自治会長のところには情報は流れております。それで自治会長といたしましては、まだ詳細のと



ころがわかっていないので、そこがわかったところできちんとその情報を皆さんに流すかどうかは、まずは自治会長にお預けいただきたいというような状況になっているというふうに聞いてございます。今後JR東海のほうも間違いなく、その自治会の要請を受けて対応していくというのはお聞きをしておりますので、全く今、全然情報が流れていないということではないというふうに認識をいたしております。以上でございます。

○委員（酒井正司君） 本当に地元の方の深刻な声を聞いて、会派でも中心線の各区域を全部歩いて見て回りました。心配の声も直に聞いたんですが、ただ、市というのは立場上、当事者ではないという非常に歯がゆいところなんです、その辺の市民の不満であったり意見であったり提案をどう取りまとめてJR東海、あるいは県に伝えるかという位置関係でしかないわけですが。

それと、今回のこの説明で中心線のくいを私どもは見てきたんですが、この図面にはないんですけれども、それは確定の位置というのはまだ書けないんですか、この図面には。それによって、やはり具体的な市民の方の心配であったり、迷惑度といいますか、それがはかれるんであって、その辺がきちっとしたものがないと、やはり深刻な意見を伝えることが不可能かなと思うんで、そのことを私どもも知りたいですしね。

○都市計画課長（田上元一君） 図面でお出しできるものについては、改めまして御提供させていただきます。

大萱の若干補足をさせていただきますと、去年の平成27年11月21日だったと思いますが、議会のほうに陳情書という形で大萱の皆さんからいろんな御懸念ということで議会のほうでお出しをいただいたというのを、我々のほうもそれを承知しております。

それで、その中には2点大きな点がございまして、1つは、地下化、いわゆる今の地上走行を認めておらんということが1つあります。もう1つは、JR東海からは、とにかくよろしく頼むというような、いわゆる一方通行の説明しかなく、本当に双方向の意見を言える協議をする場をつくってほしいという、その2点だったというふうに理解をしております。

それで、我々のほうとしては、1点目についてはもうずっと言い続けていることなので、引き続きなんです、2点目について、我々も一方通行の意見交換会という名前のところに出させていただいたんですが、確かにまだまだ先ほど申し上げたように測定の段階ですので、本当に実際にどういう形になるのかというのが見えていないというところで、実はお互いの主張がすれ違いというような形になっているのが現状だということで、それは例えばJR東海のほうには、本当にどういう形になってどういう影響になるんだということをきちんとお示しをしないと、意見、協議ができないんだよという話。

それから地元の皆さんのほうにも、確かに地下化だということはもちろんそのとおりのんですが、一方で言えば、どういう形なのかというイメージができないことには御協議ができませんよということも、我々のほうから再三御提案をさせていただいてあるのならば、正式に双方向の協議ができる場をきちんと設けるようにお互いにやってみようということ、ことしの3月ぐらいまでに何とかその合意をいただいて、一応名前としては協議会とい

うものを新年度に入って第1回を5月に開いたところであります。

まだまだ測量の段階に至っていませんので、まだまだすれ違いのところが多いわけですが、これから地元の方々が、それは事業を推進するための測量ということではないのですけれども、どうなるかしっかり把握をして、その上できちんとどこがだめでどうだということをお話し合える場をしっかりと設けたいと。そこをきちんとしないことには、本当に前に進むのか、戻るのかというのはわからないよということで、やっと協議の場が大萱の中ではできたということで、それは昨年我々のほうで働きかけたことの一つの成果という言い方では大変失礼ですけど、ということになったのかなと思うので、我々のほうはとにかく地元の方が御懸念のことをとにかく和らげるということで、本当に週に1回ぐらいのペースで地元のほうにお伺いをしながらお話を聞いて、今何が御不安で、例えば県や国やJR東海の情報というのは今どういうものかということも皆さんわかりませんので、そういうものをきちんとお伝えする中で、とにかくJR東海と協議ができる場をしっかりと持っていくというふうにするのが、我々の役だということで、今、頑張っているという言い方はちょっと失礼なんですけど、そういうふうで事務局としては動かさせていただいているというのが現状でございます。以上でございます。

○委員（伊藤健二君） 大森地区トンネル部非常口問題のところ、大森財産区管理会の同意を得たということで御紹介をいただきました。

それで、実は財産区、以前は平牧財産区の管理地であった長洞ため池の北側なんですけど、そこに非常口が予定されていたということで平牧地区だったんですけど、これがすぐ隣ですけれども、大森に移ったということで、財産区管理会がかわったんですね。かわると同時に既に同意を得たということで、大変迅速な対応をしておられるなと思いますが、いわゆる旧慣使用权に基づく財産区というのは、市そのものではもちろんありませんが、最終的には市長が絡む、いわゆる入会地といいますか、旧慣使用权に基づく財産区なんです、だから特殊なんです。

御存じのとおり財産区管理会委員は可児市議会が同意をして任命をします。市長が推薦提案をして可児市議会が同意をして決めます。つまり可児市議会としては、ここで選ばれた人たちに可児市エリアの財産の管理運営を委託して地域のために使ってほしいというのが趣旨なわけですから、そういう趣旨からいうと、このリニアについてはさまざまな意見が現行あると。工事に当たってのどういう課題が出てくるか、それについてもっと詳細な説明をしるというのは当然出てくると思うんです。そのときに地主の管理会が同意をしているということだけでは済まないんで、当然、まずこの管理会の同意を得た議事録について提出を求めたいというふうに私は思うんですが、市議会としてはそれはできると思うんですよ。

要するに、どういう説明が管理会に対してあったのかということ把握したいんですね、眼目としては。ここに非常口なるものをつくりたいと思うので同意くださいと頼まれたので、特に問題がなさそうだからいいんじゃないかって、何人中何人で同意したというだけの話かもしれませんが、そういうことは大事な記録になっていくんで、特にこのリニア中央新幹

線整備事業との関係では、どこの管理主体がどういう形で合意したのか、紛糾したのか、あるいは反対したのかということが、記録上も極めて重要になってきます。その辺で、もしお手元にあるなら、後で結構ですがお見せいただきたいし、資料として提出していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○都市計画課長（田上元一君） 今、手元には資料がございませんので、後ほど委員の皆さんにお知らせを申し上げるということで補足させていただきます。

○委員（伊藤健二君） はい、わかりました。

○委員（酒井正司君） ちょっと不勉強で申しわけないんですが、この弾性波探査という言葉が出てきています。ボーリング調査は穴を掘って地質を調べるんですが、このまず簡単な用語の説明と、それでこれによって工事手法が変わるのか、あるいは大きなルート変更まであり得るのか、その辺をちょっと聞かせてください。

○都市計画課長（田上元一君） ボーリング調査は実際に地中に孔を掘りますが、弾性波探査というのは、上から電気、P波とS波だったと思いますが、それを流して地中の状況を調べるということなので、構造物として何か入れてどうこうというものではないと、機械上の操作だというふうに伺っております。

それから、それによって云々ということについては、具体的にはお聞きをしておりませんというのが現状です。ルート変更までどうのこうのというところまでは、JR東海としては行っていないというふうに私は理解をしております。

○委員（伊藤健二君） 桜ヶ丘公民館でやったルートを決定するときの説明で、まず地質の調査をやりますと。弾性波調査をしますというふうに。そのときにどういう機械をどういうふうに設定をしてとって説明していました。その話で記憶すると、50センチだったか50メートルだったかちょっと、メートルについてはちょっと記憶が曖昧なんだけど、50センチか50メートルの位置に穴を掘って行って、そこに発破を仕かけて破裂をさせて、それらが連破していくP波、S波、いわゆる地震と同じで……。

〔発言する者あり〕

そうそう、地震の予兆でP波が先に来るんだったね、早く来る。その落差の大きさで地質を確かめる。かたさとか材質の構造体がわかるんですって。そうやってトンネルを掘っていくときに下のほうの80メートルのところ、50メートルのところに何がある、どうだというのを調べるというお話でした、参考までに。

○委員（酒井正司君） 放射性の含有物がということまではわからないですね、これでは。

○委員長（野呂和久君） 他に御意見ございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、この件に関しましては、以上で終了をいたします。

続きまして、5. 第二次可児市都市計画マスタープラン策定状況についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（田上元一君） それでは、資料5、第二次の可児市都市計画マスタープランの策定状況についてということで御報告を申し上げます。

都市計画マスタープランの策定状況につきましては、都市計画審議会の報告ということで、平成28年5月27日の議会全員協議会におきまして、都市計画審議会の議会選出であります渡辺仁美委員から報告があったところだと思いますけれども、本日は全体の計画の進捗状況について、改めて事務局より報告をさせていただきたいというふうに思います。

まず資料の左上のほうから、都市計画マスタープランは何ぞやというところから、少し改めまして御説明を申し上げます。

可児市の都市計画のマスタープランは、都市計画法に基づく法定計画でございます。現の計画が目標年次ということで目標年次に至ったことを受けまして、平成27年、平成28年の2カ年をかけて、10年後の平成38年を目標年次として策定をするものでございます。

都市計画のマスタープランは、上位計画でございます可児市の第四次の総合計画や、岐阜県が定める可児市都市計画区域マスタープラン、それから御嵩都市計画区域マスタープランに則するということや、関連計画との整合を図りながら策定をするものというふうになってございます。

御案内のとおり都市計画とは、都市の将来像を掲げて、それを実現するための具体的な規制や誘導を図るとともに事業を実施していくというものだというふうになってございます。都市計画には3つの柱というものがございまして、まず土地利用に関する都市計画、それから都市施設に関する都市計画、それから都市計画事業に関する都市計画でございまして、これらを計画に基づきまして着実に実施をしていくためには、計画であるこの都市計画マスタープランにおいて、位置づけをしておくということが必須でございまして、今後10年後、つまり平成38年の可児市の都市の姿を都市計画マスタープランにおいて掲げまして、それを実現していくための3つの都市計画を都市計画マスタープランにおいて整理をしていくということになるわけでございます。

今回の都市計画マスタープランにつきましては、ごらんのとおりの人口減少や少子・高齢化の進展という人口構造の変化というものを背景にしながら、一方では若い世代から高齢者の皆さんも、誰もが住みやすいと感じるまちづくりを進めていくということが、実は可児市にも求められており、こうした課題へのチャレンジということで、都市計画マスタープランにおいて位置づけていきたいというふうに考えております。右側のほうに、今回の主な考え方ということでまとめさせていただいております。

今回の都市計画マスタープランは、全体構想と地域別の構想で構成されておきまして、昨年より都市計画審議会におきまして、4回ほどの議論を重ねまして、おおむね全体構想の取りまとめを行ってきたところでございます。

全体構想におきましては、まず都市づくりの基本理念と将来像、それから都市づくりの目標ということを整理させていただきました。これにつきましては、昨年策定いたしました第四次総合計画、それから総合戦略人口ビジョンを踏まえながら整理をいたしましたというところ

でございます。可児市が地理的や構造的な好条件を強みにしていきたいと。それから「可児市かわまちづくり基本構想・基本計画」でもありましたが、自然や歴史文化といったものを大切にす。それから産業といった固有の資源を大切に守って生かしていくと。さらには安全や快適といった住環境、さらには活力ある産業を創造していくと、いろいろありますけれども、そういうことがいろいろと都市づくりの目標になっていくのではないかなあということで、都市の将来像並びに実現化する姿は、これは四次総合計画と同様ということで整理をさせていただいております。「輝く人とまち 人 つながる可児」、それから「～若い世代が住みたいと感じる魅力あるまちの創造～ 住みごこち一番・可児」というふうにさせていただいております。

そして基本構想、都市づくりのテーマですけれども、これは人口ビジョン、総合戦略を踏まえまして、ほぼ同じですが、「住みたい、住みつづけたいと思う都市づくり」「都市の活力を高める都市づくり」という形にさせていただきました。

右側に都市づくりの目標ということで、今回の5つの都市計画マスタープランでの大きな目標というのを掲げさせていただいております。

まず1つ目は、定住・移住の促進に向けた快適な居住環境の確保ということであります。人口ビジョンにおいて、将来人口8万人を維持していくという目標を掲げた中で、定住・移住の受け皿となる良好な居住環境の整備を提供していくというものでございます。

それから2番目、都市機能の集積、多様な都市機能を結ぶネットワークの強化ということで、いわゆるコンパクト・アンド・ネットワークというような方向性で、住む、それから働く、そして遊ぶといった都市機能をなるべくコンパクトに集積する都市づくりを進めるということとともに、公共交通などのネットワークで結ぶというような方向性を示させていただいております。

3つ目は、秩序ある開発の誘導と自然環境や優良農地の保全ということで、都市計画の手法を進めるに当たっての留意点として、農との調整であるとか、自然環境の保全を念頭に置いて進めていくという方向性でございます。

それから4番目に災害に強い都市、安全・安心な市街地環境の形成、これは都市計画を進めるに当たっての留意点として、災害に強い、安全・安心を念頭に進めていこうという方向性でございます。

ここまでの4点については、実は恐らくどこの市町村の都市計画マスタープランでも位置づけられている、何となくどこでもあるという目標でございますが、可児市はさらに進めての実は今回新たに掲げさせていただきました。自然や歴史・文化を身近に感じる、ゆとりある生活空間の創出ということを掲げてございます。

その心はというところでございますけれども、これは内部でもかなり議論したところなんです、都会でも田舎でもない、それから都市的な機能もあり、自然もあり、農地もあると、花フェスタ記念公園や文化創造センター a 1 a、それから花いっぱい運動など、いろんな独特の文化を育てている可児市、そのゆとり感というものを大切にしたい。潤いの感じられる

ゆとりある生活空間の創出というような形にさせていただきましたけれども、そうしたことを大切に、可児市の都市計画マスタープランの都市づくりの目標という形で、一つにまとめさせていただいたというところでございます。

都市計画マスタープランの現在の進捗状況といたしましては、おおむねの全体の構想がまとまったところでございますので、今後地域別の構想を現在策定いたしているところでございまして、平成28年7月から8月にかけて、地元説明会を開催しながら計画案を固めていきたいというふうに思っております。委員会のほうにつきましては、平成28年9月の建設市民委員会で全体の案として御報告をして、その後、岐阜県との協議を並行しながらパブリックコメントを行い、年内には都市計画審議会にお諮りをして、成案として答申をいただいた上で計画として確定していきたいと考えております。

ちなみに、裏面が全体構想の中で仕上げました土地利用の方針図でございますので、御参考いただければと思いますが、例えば先ほど都市整備課のほうからございました広見東地区の土地利用につきましては、こうした地元の動きを受けながら、都市計画マスタープランにおいては、商業系の土地利用を配置するというような形で都市計画マスタープランの中でしっかり位置づけをして、この10年間で整備をしていくというような方向づけをしていきたい。そんなような形で各種これからの建設部、あるいは市の事業等をこの中できちんと位置づけていくというような形の土地利用の方針図となっているところでございます。

説明は以上でございます。お願いします。

○委員長（野呂和久君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

○委員（酒井正司君） 非常に頼もしいというか、いい取り組みだと思うんですが、私ども民間におった者の物差しでいいますと、計画をつくるのが目的じゃないんですよね。まちづくりが目的ですから、当然P D C Aの最終のAまで、あるいはまたPに戻るためのそのサイクルまでプランに盛り込むというのが、私ども民間人の常識なんですよ。

ただ、これはあくまでも課内でのプランでございますので、それにいちゃもんつける気は毛頭ございませんが、ぜひともP D C A、次のステップ、検証の仕方、そこまでをやはり一貫して何かの形で示していただきたいというのが希望です。以上です。

○都市計画課長（田上元一君） ありがとうございます。御参考にさせていただきながら、計画を進めさせていただきますので、よろしくお願いします。

○委員（高木将延君） P D C Aという話が今出ましたけど、前のこのプランの中に広見地区か何かが中核地区で、今渡とかがサブ核みたいな話があったと思うんですが、今回はそういうカテゴリーというような設定はしないのですか。

○都市計画課長（田上元一君） 今、ちょうど地域別の構想をつくっておるところですけども、前回は7地区、8地区、かなり細かく地域別をつくって、ちょっと細か過ぎるかなあというような印象がございました。もう少し地域の広がりという部分でいうと、地域別構想と言いながら4つか5つぐらいにまとめるのがいいのかなというふうに思っております。そう

いう意味では、例えば旧の市街地ということで、広見から今渡、土田まで、例えば可児川の上あたりを一つのくりとするような形で見ていくといいのかなあというふうに思っております。

その中では、例えば委員がおっしゃった中心核、サブ核という位置づけなのか、そこを一体としてどういう形で土地利用、あるいはまちづくりをしていくかという視点になりますので、今ちょうどそこを策定中ということで御理解いただければと思います。ありがとうございます。

○委員長（野呂和久君） 他に御発言ございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては、以上で終了いたします。

続きまして、6. 日曜日・祝日における自主運行バスの運行方針についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（田上元一君） 資料のほうは6のほうをお願いいたします。

日曜日・祝日における自主運行バスの運行につきましては、前年度、昨年度でございますが、国の地方創生交付金を活用いたしまして、市民意向調査を実施したところでございます。今般、調査結果の取りまとめができましたので、概要について御報告をいたしますとともに、今後の方針についてもあわせて御報告をさせていただきます。

A3の用紙でございますが、まず一番左のところをごらんいただきたいと思います。

調査概要についてでございます。

可児市の自主運行バスは、現在さつきバスと電話で予約バスを運行いたしておりますが、御案内のとおり月曜日から土曜日までの運行となっております。日曜日・祝日には運行をいたしておりません。これについては、市民の皆様からさまざまな機会に、日曜日や祝日の運行もどうなるのかというようなことでお声をいただいております。

そこで我々事務局としては、実際に市民の皆様のニーズや意向がどこにどれくらいあるのかということをしかりと把握することが必要であるということで、市民アンケートを実施いたしまして、その経過を踏まえて自主運行バスの運行方針及び運行パターン案を定めることとしたというのが調査の概要でございます。

アンケートといたしましては、2種類実施をいたしております。

1といたしましては、16歳以上の市民の方6,600人を無作為抽出により郵送による配付回答での調査を行いました。2,493人、37.8%の回収率がございました。

また、2といたしまして、実際に自主運行バス、さつきバスや電話で予約バスを御利用されている方々にアンケート用紙をお渡しいたしまして、郵送での回収でさつきバス91名、電話で予約バス48名の回答をいただいたところでございます。

次に、その結果ということで、1つ飛んで3つ目のところをごらんいただきたいと思います。

まず市民アンケートの調査の結果として、日曜・祝日にバスを走らせるべきという意向が17.7%、それから走らせるべきではないという意向が24.2%というふうになりました。この結果を単純に見ますと、日曜・祝日には走らせる必要はないという、単純にはそういう結論に至るわけですが、もう少しその内容を詳細に見てみたいということで、バスを走らせるべきというふうに回答された方には、日曜・祝日にバスでじゃあどこへ行きたいのかというお答えとしては、文化創造センター a 1 a であるとか花フェスタ記念公園というようなお答えというのが最も多いという結果になりました。これについては、実際に自主運行バスを利用していらっしゃる方もほぼ同様な結果になったというところになってございます。

この結果をどのように分析をするかということで、左から2番目のところをごらんいただきたいと思うんですけども、そもそも公共交通が担う役割というのは、我々としては2つあるというふうに考えております。

1つは、市民の移動手段を確保して暮らしを支えるというもの、そしてもう1つは、市民の楽しみを創出し、まちを活性化するというものであります。これは私どもで平成25年に策定をいたしました可児市生活交通ネットワーク計画においても明確にしておるところでございます。

この公共交通が担う2つの役割については、上位計画である総合計画においては、高齢者の安気づくりやまちの安全づくりといった重点方針の部分で、主に1の役割がある。そして総合戦略においては、魅力とつながりのあるまちや健康と安心が実感できるまちといった基本目標の部分で、主に2の役割があるというふうに位置づけをされておるところでございます。

現在の可児市に自主運行バスの月曜日から土曜日までの運行については、役割としては、1、いわゆる市民の移動手段を確保し、暮らしを支えるということであるのは間違いないところではありますが、仮に日曜日や祝日においても、同様に1ということであると、あえてどうしても日曜日、祝日にバスを走らせる必要性というのは、なかなか見出しにくいのかなあというふうに我々としては理解をしております。

一方で、日曜・祝日における自主運行バスの役割を2、市民の楽しみを創出し、まちを活性化するというふうにした場合には、バスを走らせるべきと回答した方々が、平日とは異なる文化創造センター a 1 a や花フェスタ記念公園など、役割2としての機能に期待しているということが明確になってきておりまして、例えば平日とは違う役割を持って、平日とは違う制度設計により自主運行バスを走らせることができるのであれば、この17.7%をさらに大きくしていくことができるのではないかとというふうに我々としては分析をいたしたところでございます。

したがいまして、一番右になりますが、事務局といたしましては、アンケート調査を踏まえて、自主運行バスの日曜・祝日運行に一定の意義があるというふうに考えて走らせるという方向性で今後検討していきたいというふうに考えているところでございます。それについては、方針1、2、3と書かせていただきましたが、幾つかの方針を持って計画を検討して



まいりたいというふうに考えております。

方針の1といたしましては、日曜・祝日において、市民の皆様の楽しみを創出する移動手段としてバスを運行したいということでありますので、すなわち平日とは異なる、例えば文化創造センター a 1 a であるとか、花フェスタ記念公園を初めとした観光や文化施設への移動手段ということでバスを運行するというところでございます。

それから方針の2でございます。ニーズのある施設の利用頻度に応じた運行ということでございます。例えば文化創造センター a 1 a や花フェスタ記念公園といっても、平日利用の商業施設や病院と比べて利用頻度としてはそんなに高くはないということでございますので、市民の皆さんの施設の利用実態に合わせた運行にしないといけないということでございます。

それから3つ目といたしましては、日曜・祝日、これは市民の皆様の移動実態に合った運行としたいということで、平日とは異なる市民の皆さんの移動手段というのもしっかり把握をしながらバスを運行していかなくてはならないと、そんなふうはこの3点で考えているところでございます。

さらに下欄の日曜・祝日における自主運行バス運行パターンということで3つ掲げてございますが、これはまだ案の案の段階でございますので、参考という形で掲載をさせていただいたところでございます。

この調査結果並びに運行方針につきましては、本市の公共交通の協議機関でございます可児市地域公共交通協議会に御報告を申し上げまして、委員の皆さんからも、ぜひ前向きに検討していくようにということで多くの御意見をいただいているところでございます。

事務局といたしましては、本年度中に制度設計をいたしまして運行案を決定いたしまして、先ほど申し上げた地域公共交通機関にお諮りをすると。そして当委員会にも御協議をさせていただきながら、運行形態を決定していきたいというふうに考えております。それで、できればありますが、もちろん運行事業者との関係がございしますが、来年度早々にも実証実験に入りまして、なるべく早く早期の本格運用・運行に向けて進んでいきたいというふうに考えているところでございます。

説明としては以上でございます。

○委員長（野呂和久君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

○委員（酒井正司君） 非常にいい取り組みだと思います。議会報告会なんかでも意見も出ましたし、こういう公共サービスというのは、ある意味必要に迫られる方の手助けということに今までとどまっていたんですが、今度生活スタイルの多様性であったり、あるいは今の景気浮揚策ではないですが、新たな消費活動にもつながるし、あるいは高齢化に伴った施策でもあるし、いわゆる既存の需要にプラスアルファ、いわゆるまちの活性化につながるということなんで、当然経済性を無視してはできませんが、いろんなパターンであったり、それぞれの実態に合わせてということを検証していただいて、取り組んでいただければと思います。

○都市計画課長（田上元一君） ありがとうございます。

○委員（高木将延君） アンケート結果のほうから、やはり役割1、役割2のあたりから生活に使うバス路線というのと、観光に使うバス路線というのがはっきり分かれているような気を受けるんですけど、現行のさつきバスの延長線と考えると、いろんところで無理が出てくるのかなあというような印象を受けました。

今後の方向でいろいろ試行錯誤されていて、実証実験とかされていくかと思うんですけど、これはどうなんですかね。やはり一緒の公共交通という形で進めていくのか、生活支援のバス路線と観光のほうのバス路線というふうに将来的に分かれていくような話なのかという方向は、まだ決まってないですかね。

○都市計画課長（田上元一君） 我々といたしましては、今の月曜日から土曜日のをそのまま間引いたり、シフトするのが一番簡単ですし、運輸局への手続も一番簡単ですが、しかし、市民の皆さんのニーズからよると、そうではないということもはっきりしておりますので、我々としては例えば今の電話で予約バス、それからさつきバスという車両も含めて、できればゼロベースで考えたいと思っております。

今の車両を利用するということを前提に考えてしまうと、どうしても間口が狭くなってしまふと思います。結果的にはそこに行き着くのかもかもしれませんが、できればいろんな人に御意見をいただきながら、いろんな方のお知恵を拝借しながらということになりますが、一方で空バスを走らせてみたいなどの御批判もございますので、何とか多くの方に楽しく利用していただくような制度設計ができかなあ頭を悩ましておるんですけども、なかなかいいアイデアが浮かんでこないのので、ぜひ皆様からアイデアをいただくとありがたいなあということで、苦心をしているというのが現状でございます。

○委員長（野呂和久君） 他に御意見はございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しましては、以上で終了いたします。

○建設部長（三好英隆君） 先ほど区画整理の話で農業振興の用地の関係で伊藤健二委員から御質問がありまして、その回答を先にさせていただきます。よろしいでしょうか。

○委員長（野呂和久君） お願いします。

○都市整備課長（佐合清吾君） それでは、先ほどは失礼いたしました。

この土地改良事業につきましては、鉱害復旧事業と普通の県営土地改良事業で昭和48年と昭和51年に工事のほうは完了しております、既に経過年数は40年と43年たっております。補助金返還につきましては、工事完了日から8年以内に転用等をする場合につきましては、算定額に基づいて返還するということになっておりますので、この案件については、そういうことは発生しないということでございます。

○委員長（野呂和久君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、7. 大森台（櫛ヶ丘）宅地開発事業の経緯についてを議題といたします。

こちらについては、現在、大森地内で開発業者による宅地開発工事が進められております。現在、山を削り土砂の搬出作業が行われております。しかしながら、一部計画に沿った工事となっていないなどの情報もあり、地元住民の生活の安心・安全の観点からも現状把握に努めたいと考えております。本日は建設市民委員会として、まずは執行部にこれまでの経緯をお聞きすることといたしました。

それでは、執行部の説明を求めます。

○**建築指導課長（守口忠志君）** 大森台（櫻ヶ丘）宅地開発事業の経緯ということで御報告をさせていただきます。お手元の資料をごらんください。

開発事業者は、エムアセット株式会社と株式会社ディーシークリエイトというところでございます。場所は大森新田の交差点の北東部に当たります。

事業概要としましては、施工面積が8.4ヘクタール、住宅区画が146区画で集会所1区画という形で計画がなされております。

事業経過としましては、平成26年11月に都市計画法の開発許可、それから平成27年7月に林地開発許可、それから砂利採取の許可、それから平成27年11月から具体的に工事のほうの着工ということで樹木の伐採、それから文化財の調査を開始されました。そして平成28年3月、ことしの3月から砂利採取ということで開始をなされました。それで開始から3年半をめどに約70万立米を採取する予定でございます。完了は平成31年12月を完了予定されております。その後、宅地造成が始まりまして、平成33年3月に宅地造成の完了を見込んでおります。

それで、今の問題点というところでございます。

今、お手元の下の方面に実際の計画の宅番整地のものをお示しさせていただきました。その中に水色で書いてありますのが、調整池、沈砂池という形でございます。丸く点々で囲ってある部分が、宅地を造成しながら沈砂池を設けながら順番に計画を進めていくというところでございます。

現に今削っている場所でございますが、ちょうど沈砂池のあたりですね。その一帯を今削り込んでおるところでございます。ここの中で、具体的に今現在、問題点として上げられているところでございます。予定された沈砂池がうまく完了していないという課題でございます。

それから午前7時30分より土砂の搬出をしております。子供たちの交通安全も含めまして、本来ならば午前8時から始めるべきというお話もございまして、それについての指導を今させていただいているところでございます。それから今の土砂の搬出でございますけど、この図面でいきますと左側の市道27号線の下の部分ですね。そちらから車両が桜ヶ丘を經由しまして土砂を搬出しているところでございますが、そちらの市道27号線から進入している部分ですね。そういった道路につきましても、もう一部破損が見受けられると。そういったことに対しての指導とか、ダンプの出入り口付近の住民の方から、具体的にいろいろと騒音があるということがございます。

そういったことにつきまして、建築指導課、それから県のほうの林地開発許可の担当、砂利採取の担当、それぞれの担当の方と連携をとりながら、今、指導をさせていただいているところでございます。具体的には、来週も県の方が実際に現地で立ち会いながら指導させていただく予定でございます。以上です。

○委員長（野呂和久君） ありがとうございます。

それでは、これより先ほどの説明を受けまして、質疑等がございましたらお願いいたします。

○委員（酒井正司君） まず、この事業経過という平成26年11月から平成33年3月までありますね。この平成31年12月、砂利採取完了予定というのがあります。この辺までは県の管轄ですか。市の管轄はそれ以降ですか。

○建築指導課長（守口忠志君） 主の管轄となりますと林地開発を完了するところでございますので、これでいきますと平成31年の12月までは、主は県のほうの管轄で指導をお願いしているところでございます。あわせて可児市のほうも連携して指導はさせていただきます。その後は宅地開発ということになりますので、そこからはうちのほうの指導にかわってまいります。以上です。

○委員（酒井正司君） 権限ということではしっかり分かれているんですが、ただ、住民の不安であったり迷惑ということでは、これはまさに市の問題であるわけで、私ども自治会から業者へ宛てた質問状を見てすぐ地元の議員ともども現場視察をしたんですが、非常に心配される状況かと思えます。特にこれから雨が降るときに、この沈砂池というのは、まず工事の安全を担保するものなんですよ。これを最優先しないということは、工事責任者の良心を疑うものなんですが、今後の見通しはどうですか。

○建築指導課長（守口忠志君） 今の丸で太く書いてある沈砂池、ここが今一つの課題となっております。その部分につきましては、早急につくるということを指導しております。私も昨日、ちょっと現場のほうは確認させていただきましたが、まだちょっと沈砂池と言えるところまで行っていないのが現状でございます。以上です。

○委員（酒井正司君） 今の道路の27号線は、子供の安全であったり、地域の方への交通量の迷惑などですが、桂ヶ丘側を見ますと非常に急傾斜で、しかも伐採が終わって大雨が降ったら、もうあちら側に一気に土砂崩れの危険性があるということ。それから最終的な沈砂池のほうから今掘削が始まっていますけれども、こちら側も大雨が降れば、ここへ一気に流れ込む危険性が大きいという、非常にせっぱ詰まった状況かと思うんですが、その辺、解決の見通しといたしますか、今後の取り組みといたしますか、流れをどういうふうにご予想されていますか。

○建築指導課長（守口忠志君） まず1点目で、桂ヶ丘側の主要地方道の多治見白川側のほうでございます。

そちらにつきましては、今現在ののり面のところは県道側のほうへ今までどおり水は流れます。宅地のほうは、基本的にはそちら側へ流さないような勾配をとっておりますので、そ

ちらについては、一気に雨が降ってそちらへ流れていくというのは、余り予想されな  
いと思います。

もう1点、御指摘の市道27号の今実際ダンプが進入しているところ  
でございます。そちらにつきましては、やはり正直、大雨が降ってま  
いりますと一気に流れてくる可能性が高いと思いますので、そ  
ちらについて、今、連携をとりながら指導をさせていただいてお  
るところでございますが、一応来週までには調整池をつくれるとい  
う話までは聞いておりますが、そこでできなかったときのまた再  
指導を進めていきたいというふうに考えております。

○委員（酒井正司君） そういうもろもろの問題点が、当然住民の理解であ  
ったり、安心にながらなきゃいかんわけで、そういう話し合いの場が過  
去どう持たれて、これからの予定はどうなっていますか。

○建築指導課長（守口忠志君） 土取りが始まって以降、うちの職員が  
現地に出向きながら現場の状況を確認して、月に1回以上事業者  
に、あるときには連絡はさせていただいておりますし、最低でも  
月に1回以上は現場のほうは確認しながら進めさせていただいて  
おります。見込みとしては、まだ今現在ははっきりは言えませ  
んけど、それで住民の方とも直接お話をさせていただいたりして  
いるんですけど、事業者には、こちらでいいますと実際ディー  
シークリエイトの代表の方とかその関連の方、それから直接工  
事をやられている方、それぞれの方に同じような連絡をとりな  
がら、意見が間違わないように、全員同じような歩調で指導を  
させていただいておるところではございますが、なかなか先に進  
まないのが現状でございます。

○委員（酒井正司君） 今後の計画、当然初期の計画から大幅に変更  
されていると思うんですが、その計画書のようなものは改めて出  
ていますか。私どもが確認することはできませんか。

○建築指導課長（守口忠志君） 済みません。新たな計画書としては  
まだ出ていないです。

○委員（酒井正司君） それを請求する権限というのは、やはり県  
でしょうか。

○建築指導課長（守口忠志君） 林地開発の関係もござい  
ますので、そちらであわせて連携して指導させていただきたい  
と思いますので、県のほうで出していただくようにうちのほう  
から依頼をしたいと思います。

○委員（酒井正司君） 大体の内容はわかりました。ぜひともこの  
委員会でその計画書の確認であったり、市に権限がある分は  
今のように少ないんですが、今後ともこの問題としっかり、  
委員会も向き合っていかなきゃいかんのではないかなと、  
そんなふうに思っています。以上です。

○委員（川合敏己君） 今、酒井委員のほうから質問されて  
大体のことはわかりました。1つだけ教えてください。

どうして業者は計画がおくれているような、その理由を把握  
していらっしゃれば、ぜひ教えてください。多分市のほうは  
きちんと指導はされていらっしゃるんだと思うんですけ  
れども、多分業者側の言い分としては何があるのか、そこ  
ら辺をちょっと教えていただけますか。

○建築指導課長（守口忠志君） 1つとしては、沈砂池の位置とか、そういったものも現状掘っていきますと岩とかいろんなものが現場は出てまいります。そういったものも踏まえて工事計画をなさってみるところがございしますので、計画どおりにちょっといってないというところがございますので、それでちょっとおくらしているような感じではございますけど。

○委員（川合敏己君） 済みません。具体的な計画が今委員会の中ではないものですから教えていただきたいんですけど、今、梅雨の時期に入りました。沈砂池というのは本当に大切な施設だと思います。そこで伺いたいんですけども、実際計画では、いつごろまでにこの沈砂池ができる予定だったんでしょうか。

○建築指導課長（守口忠志君） 最初の計画では、5月末というのが一つの計画のめどだと確認しております。

○委員（伊藤健二君） 沈砂池、さらには調整池、砂をこして、あとできるだけきれいな水にして、適正にしかるべき場所へ流すというのが、団地を本気でつくるつもりなら最低要りますよね。それが平成28年5月末だったということだから、それは何らか大きな岩盤でかたいのが出てきておくれるというのはあるとは思いますが、その見直し計画がどうというのが出てこないというふうになると、本気でこの池をつくって処理をするという気がないのではないかというふうに思いますね。思わざるを得ないじゃないですか。それに対して、開発許可を出した県は、どこまで責任を持ってそういう問題を曖昧にさせないということで対応していくのか。これは少し問題が大きいかと思うんです。下手をすると、やりますやりますと言って、実はやらずに砂だけ取って、そのまま計画自体がぼしやりましたと、あと知りませんと言って逃げる。

これまでもこういう事例ではないけど、どんどん削って行って、山が崩れてもう手がつけられんという状態になっていますよね。あるいは偽装で廃棄物をため込んで、今ごみの山で愛知県がすったもんだで大騒ぎをしているというのがありますね。

県の行政が、ちょっと足に地がつかない間に、いわゆる常識から言えば悪徳ですわ。悪徳事業者がのさばるという事態にまでなっちゃいかんで、このディーシークリエイトが悪徳かどうか、私はそういうことを今言っているわけじゃないです。こういう事態になりかねない事態になってからやるんではもうだめなんで、県にきっちり申し入れも含めてやって、可児市選出の県会議員も複数おられることだし、やっぱり必要なところへ具体的に切り込んでいかないと、本当にやる気があるんですかと。ないならないではっきりさせますよということをやらないと行政指導にならないと思いますね。その段階に来ていると思います。

なぜならばと言うと、雨がもう降り出していて、けさなんかでもすごい音でしたよ、私の住んでいる土田地区では。あれは時間雨量をちょっときょうはまだ調べていませんけど、熊本だけじゃないですよ。やっぱり今、時間100ミリでそこらじゅうの宅地が水没しかねないというところもたくさん出ていますね、全国的にも。

この時期の雨でばしゃっと来られると、沈砂池から下のところでダンプの出入り口のところへ落ちるのか、それともその真下の既存の住宅地へ土砂が流れ込むという事態にもなりか

ねないように見受けられますけど、この辺、本当にどうなんですかね。ここからも苦情が来ているわけでしょう、ちょっと不安だという声。酒井委員がさっきそのような趣旨のことを言われたんだと思うけど。ただ、そういう声が現にあるなら防御施策をとっていかないと、起きてからだと何をしておったという話になりますよね。課長は大変だと思うけど、相当意気込んでやっていかないと、ちょっと対応が甘かったでは済まなくなってくると思うんで、部長、その辺、押さえ直して一度確認をとってください。

○建設部長（三好英隆君） 今、伊藤委員が言われるとおり、今回、その前、林地開発許可と砂利採取許可というのは県の権限でございます。この調整池とか沈砂池についても、これは林地開発と土砂採取の中の図面でございますので、その辺は今、伊藤委員が言われるように、県の権限でございますので、許可ですので、一応そういった許可の中で指導をしていただくというのは、これは本当の県の最大のことでございますので、可児市としては、もちろん市民の場に立って、県のほうへその辺を十分伝えて、今言われたように、こういった雨季の中での作業ですので、どこまで県が本気ということの実態を話してお願いをしたいというのが今の意見でございます。早急に対応させていただくということさせていただきます。よろしくをお願いします。

○委員（川合敏己君） 私も全く同感です。県がやっぱり許可しているところなので、やっぱりそこはきちんと動いてもらうところは動いていただかないといけないと思うんです。

あと、さっき酒井委員がおっしゃられたように、やはりそうは言っても、今現在はこういう状態にあるものですから、議会としてもきちんとそれは見守っていかなくちゃいけないところだと思いますし、あえてそういった県のほうに話を申し入れて、県のほうからももちろん指導はいただくんですけども、もしそれでもおくれていくような状況があるならば、例えば議会として参考人として業者を呼んで、どういう状況になっているのかというのを確認していくということも必要なかなあというふうには思います。

あとは、私は現場を一度見たことがありますけれども、やはり委員会としても現場を見ておくというのは、ひとつ、いいのかなあというふうには思います。以上です。

○委員長（野呂和久君） それでは、今の川合委員から現地を一度委員会としても見てはどうかというような提案もございましたが、皆様、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

よろしいですか。

それでは、業者と連絡をとりまして日程調整をし、先方の受け入れが可能ということであれば、その旨、また御連絡をさせていただきたいと思います。

○委員（酒井正司君） 前は非公式だったので、部長は立ち会われたんですが、ぜひとも県の担当官、あるいは業者の方にもできれば同席願えるとありがたいなと思います。

○委員長（野呂和久君） 他に御意見はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、この件につきましては、以上で終了したいと思います。

以降の議事は委員のみで協議をいたしますので、執行部の方は御退席をしていただいでください。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後0時を回りましたが、引き続き議会報告会の意見の取り扱いと次期委員会への引き継ぎ事項について行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[発言する者あり]

それでは、引き続き行いたいと思います。

それでは、引き続きまして、その他に移ります。

議会報告会での意見の取り扱いについてを議題といたします。

これらの意見について、取り扱いを協議したいと思います。

事前に建設市民委員会として議会報告会意見交換での対応についてということで資料をお渡ししております。皆様には、それぞれ目を通していただいたかと思います。委員会の課題としていくものがあるのか、各委員の皆様からそれぞれ、それとも承知おきという程度にとどめるのかについて、委員の御意見をいただきたいと思います。

○委員（中村 悟君） これはちょっと難しい問題かとは思いますが、名鉄広見線の活性化となっていますけれども、名鉄広見線のことについては委員会で取り組むべきことなのかと、ちょっと言い方が難しいんですが、よく建設市民委員会で検討すべきことではないかなあと、いうふうに思いますが……。

○委員長（野呂和久君） 失礼しました。

昨日、総務企画委員会から資料を今お配りしたかと思えますけれども、空き家については建設市民委員会の所管でありまして、空き家の活用については、当建設市民委員会のほうで取り上げるかどうかも含めて協議をしていただきたいということで、昨日、申し送りがありましたので、今、資料のほうをお配りさせていただきましたので、これも含めてよろしくお願いたします。

それでは、中村委員の意見を受けて、何か御意見とかございましたらお願いします。

○委員（伊藤健二君） ちょっと暫時休憩していただいけませんか。

○委員長（野呂和久君） それでは暫時休憩といたします。

休憩 午後0時11分

---

再開 午後0時33分

○委員長（野呂和久君） それでは、会議を再開いたします。

午後1時半まで休憩をとりまして、午後1時半からまた再開をしたいと思えます。よろしくお願いたします。

休憩 午後0時33分

---

再開 午後1時33分

○委員長（野呂和久君） それでは、委員会を再開いたします。



その他事項を行います。

それでは、議会報告会で意見交換での対応についてということで、市民の皆様からいただきました意見の中で、委員会として課題としていくものがあるのかどうか、皆様の御意見をいただきたいと思えます。

○副委員長（勝野正規君） 最初の文化創造センター a l a ですが、イメージが高級過ぎで利用したことがない云々という話は、これはもう本当に主観的な話なんで委員会で取り扱っていく必要はなく、次期委員会の引き継ぎ事項であるように、今19億円という施設改修が出てきたんで、そちらのほうを文化創造センター a l a については取り上げていけばいいのかなというふうに考えております。

○委員長（野呂和久君） 取り上げる課題があれば、それを上げていただければと思えます。

○副委員長（勝野正規君） 済みませんでした。

自治会のほうについてはずうっと項目があって、自治会加入促進についてというのは、多くの市民がこれだけ意見を出しておるということは、やっぱり大きな可児市の問題なんで、可児市だけじゃないかもしれませんけれども、引き継ぎ事項にも記してあるように、これは調査研究を行うというようなことで取り上げていくべきかなと思えます。

○委員（川合敏己君） この自治会についてなんですけど、私も勝野委員と同じで、委員会としてもこれまで勉強会を行ったりとかもしてまいりましたし、あと自治会については任意組織で、本来は自治会の中での問題かとは思いますが、ただ、自治会があることによつて市のいろいろな例えば民生児童委員であったりとか、あと地区社会福祉協議会であったりとか、自主防災組織とかも、やっぱり自治会に重なってできているところはあるものですから、なくてはならない組織体だと思えます。

そういった意味では、すごく大切にしていかなければいけませんし、じゃあ任意組織に対して行政がどういうバックアップができるのかということをしつかりと委員会として調査研究をしていく。行政も地域の住民も主体になるものでございますけれども、行政としてどういったバックアップがあるのかということ調査研究していく必要があるんじゃないかなあというふうに私は思えますので、これはぜひとも取り上げていくべきだと思えます。

○委員長（野呂和久君） ありがとうございます。

それでは、この自治会促進加入については、当委員会としては取り上げるということによってよろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

それでは、取り上げるということでお願いします。

その他、意見はいかがでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 可児川周辺についてというテーマで、可児川水辺環境の整備をというテーマが書いてあります。これは早急に整備という要求ですが、そこのレベルに行く前の前段階として、可児川水辺環境を今後どうしていくのかという大きな方向性について、方針を再度まとめ直していただくという趣旨において取り上げてみたらどうだろうかという意見で

す。

理由は、この子育て施設等の議論とも兼ね合わせて、この市役所庁舎の北側、それから駅前周辺の周辺等、いわゆる可児川が蛇行している水辺環境が、さまざまな意味でここにあるように302運動だとか、Kルートであるとか、あるいはまた、いわゆる「かわまちづくり」的な意味合いでも、今、市民が注目をしているということに込めていくということだけれども、ただ、局部局部ではいろいろと対応策が講じられています。一般論で言えば、可児川の水辺環境というのは、要するに可児市に入ったところから木曾川と合流する手前までの全体を指しているんですよね。そうすると、大変幾つかの課題があるんで、ちょっと単発のあそこの岸部だけ整備するという話では済まない話だろうと思います。

そういう点で、市はどの辺についてはどう考えているとか、可児川の下流域については、カタクリ公園もあるけれども、水害の跡地でもあるという問題もあって、いろいろと議論が複雑な部分も当然あるわけですから、その辺は市民レベルでわかりやすい方向性、表現、そしてどういう位置づけになっているかというのを、課題が何なのかということをはっきりと明らかにしてもらいたいなあとという意味において方向づけをしていただきたい。そういう取り上げ方でどうだろうかという点です。

この点については以上です。

○委員長（野呂和久君） それでは伊藤健二委員からの可児川水辺環境の整備についてということで、皆様の御意見はどうでしょうか。

○委員（酒井正司君） この可児川は市役所のそばだけだけど、ふるさと川整備何とかで国の事業をやったことがあるんですよね、昔ね。あれはどうなっているのか。その関連といたしますか、つながりがありますんでね、これ。その辺はどうなんですか。ちょっと確認なんですけど、あれは生きていますか。あれで事業として終わったんですかね。ふるさと川公園事業とか何かというのがあったね、国の。

○委員長（野呂和久君） ここで暫時休憩します。

休憩 午後1時34分

---

再開 午後1時36分

○委員長（野呂和久君） 会議を再開いたします。

それでは、可児川中流から下流域の水辺環境の整備については取り上げるということによってよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

じゃあこれについても取り上げさせていただきます。

○委員（伊藤健二君） 次の2ページの公共交通については取り上げていただきたいという思いです。

1つは、名鉄広見線の活性化についてのところにありますが、今後の見通しと対策を継続的に持って臨んでほしいというこの趣旨の部分、それから別のテーマでは、デマンドバスと

いわゆるコミュニティバス、デマンド方式とさつきバス方式等について、それを含めた市民の足の問題、あり方の方向性等についてテーマがあると思います。

公共交通という広い概念でいけば、リニア中央新幹線での今後の状況に対する掌握と市民説明との徹底という課題もあるかと思しますので、大きく言って名鉄とJR東海、リニア中央新幹線の問題、そして市内の交通の問題ということで3点ありますので、公共交通で一くりにして、これは離さずにしっかりと今後も対応していくという意味で取り上げていただいたほうがいいんじゃないかと思えます。以上です。

○委員長（野呂和久君） ただいまの伊藤健二委員の提案で、公共交通ということで名鉄広見線、そして市内のデマンド、コミュニティバス、あとリニア中央新幹線等の公共交通についてを取り上げるということですが、いかがでしょうか。

○副委員長（勝野正規君） 名鉄広見線は当然入ると思うんですけども、名鉄広見線活性化協議会に議長と委員長が代表して行っておられるじゃないですか。それで、協議して、議会全員協議会にフィードバックされておるんで、委員会ですらに課題として持ち込むのはベストじゃないんじゃないと思うんです。

○委員（川合敏己君） 名鉄広見線活性化協議会というのは、確かに議長と委員長が参加させていただいて、そして議会の役割とかというところで、そういう計画の中で議会もそういった活性化に向けて動いていってほしいということでふられたりもしているんですね。だから、そういった意味では全く関係のないとは言えないところだと思います。

今、多分おっしゃられたのは、新たにデマンドバスについて、またコミュニティバスについて、土・日も含めた見直し案というのがきょう説明があったと思うんですね。新たな展開を迎えようとしています。それに加えてこういった名鉄広見線活性化協議会の動きというのも、しっかりと委員会として把握をしておくということでは、この公共交通についてという部類で一くりにしても悪くはないのかなというふうには、私はちょっと思いましたけれども。

○委員（伊藤健二君） 名鉄広見線案件をどこで扱っていくべきかという議論として、勝野委員の意見には反対です、扱うべきだと。その窓口を明確にしておくことが必要だということです。

それは経過から言えば、当初は特別委員会という形でやって、それを専属に扱う場所として定めましたが、常任委員会の活性化も強化しようということの流れの中で、公共交通、あるいは名鉄広見線問題を議論するにふさわしい委員会が、この建設市民委員会だという流れで来ましたので、ここでやらないとすると、あとはもう一遍、特別委員会形式に戻すか、もしくは戻さないのであれば、まさに本会議場で事が何かあったときにやるということになります。議案がない限りはできませんので、議案提出権は委員会でない議員からは出ませんので、ここでやっぱりやるということです。

だから、担当部署も決まっているし、該当する対応ができるわけだから、何か市民からいろんな受けた意見やアンケートのことや、あるいは対策がうまくいっていない場合に、これ

ってどういうふうにあるべきなのかという議論ができるのはまさにここで、その委員会の設置を否定してしまったら、全ての対応に後手に回ってしまうということから、ここは委員会としてやっていくべきだと思います。

ただ、今協議しているこのテーマとして、これを入れるかどうかというのは、多少意見の差があっても、それはいいと思うけど、我が常任委員会がそこで議論をするという、この性格づけについては、これはぜひ副委員長としては押さえておいていただきたいなあというふうに思います。以上です。

○委員長（野呂和久君） それでは、公共交通については、どういう取り扱いにしましょうか。

○副委員長（勝野正規君） 今、伊藤健二委員が言われたように、所管として最も妥当なここでやるべきというのは発言したつもりで、ここで課題として取り上げるかということ、もう特別委員会や名鉄広見線活性化協議会をやって、議会全体に認識共有をしてくれておるんで、今、ここで課題としては必要じゃないかなということをお願いしたいです。

○委員（酒井正司君） 今のとおりでいいと思うんですよ。上で名鉄広見線活性化とあって、下のほうに公共交通があるわけで、今、下のほうをどうしようということなので、幅広い意味で。だから、所管でもあるし、幅広く総合的にやればいいと思います。特に前にあった特別委員会というのは、名鉄に絞られていたのですね。だから、やるべきだと思います。以上です。

○委員長（野呂和久君） それでは、公共交通について、名鉄広見線の活性化、そして市内のデマンド、コミュニティバスを含め、そしてあとリニア中央新幹線、こうした課題について、公共交通についてということで取り上げるということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員（川合敏己君） そうですね。ということで、今回の委員会でもやっぱり事前に説明をいただいていますし、そういう形でうまく委員会としても常時情報を仕入れていくような形でやっていけばいいんだなあと思いました。済みません。ちょっと余計なことを口を挟みました。

○委員長（野呂和久君） それでは課題として取り上げさせていただきます。

あと他にございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようでしたら、先ほどの以上3点の、1つは自治会について、2つ目が可児川水辺環境の整備について、3つ目は公共交通についてという、3点を委員会の課題として取り上げるということよろしいでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 総務企画委員会から委員長申し送りを受けた空き家を活用したまちづくり、空き家の活用がうちの委員会所管だという話で流れてきましたが、これについては、もし今のように入れないということで送ると、空き家を活用した問題という意味は我々から消えて、まちづくりというテーマで総務が対応するということになるわけですか。それでいいわけですね。じゃあ結構です。

○委員長（野呂和久君） それでは、他の委員の皆さん、よろしかったでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、先ほどの3点を課題として取り上げるということで実施会議のほうに報告をさせていただきます。

それでは、その他の第2．次期委員会への引き継ぎ事項についてを行います。

平成28年の建設市民委員会、次期委員会への引き継ぎ事項として、3点をたたき台という形で上げさせていただいております。文化創造センター a 1 a についてと、あと自治会について、そして3つ目が可児市の体育施設についての3点でございます。これも入れるかどうかも含めて、あとこれ以外に必要な点という次期委員会に引き継ぎ事項と必要な点がございましたら、御意見をいただきたいと思っております。

○委員（高木将延君） これに追加のほうの意見なんですけど、先ほど伊藤委員のほうからありました公共交通の件に関して、鉄道とバス、あとリニア中央新幹線等を絡めてという話がありましたので、やはり単体の事業ではなくて、全体を見渡したところの公共交通では、次の委員会でもいろいろと注視していただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

○副委員長（勝野正規君） これはまさしく先ほど伊藤健二委員が言われたように、公共交通について、執行部が提案するようPTをつくるのは別として、施策提案に向けた取り組みを建設市民委員会でも提言していくということだと思います。

○委員長（野呂和久君） それでは、高木委員、そして勝野副委員長からの提案がございました。次期引き継ぎとして入れるということによろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

文言については、委員長・副委員長にお任せいただくということによろしいでしょうか。

〔「いいですよ」の声あり〕

じゃあそうさせていただきます。

あと、他にありますか。

○委員（川合敏己君） 2番の自治会のことについては、ぜひこれは残していただいて、これは入れるべきだと私は思います。

ちょっと惜しいんですね、今回8月でこのメンバーで委員会が終わっちゃうのはね。本来だったら継続してやっていかなきゃいけない課題だと私は前々から思っておりますので、これはぜひ残していただきたいと思っております。

○委員（高木将延君） 今の川合委員の話ですけど、前回のこの委員会でやった勉強会、かなり私も衝撃的なものを受けまして、あのことなんかも、ちょっと委員がかわってもそれについてどうだったのかとか、市行政のほうにどういうふうな委員会から提案していくのかということも含めて、そのあたりの勉強会の成果というか、あれも一緒に引き継げたらなあと思っております。

○委員長（野呂和久君） ありがとうございます。

そうしますと、勉強の成果も引き継ぐという、若干文言も入れるということでもいいんです

か。

〔「お任せします」の声あり〕

じゃあその文言については、委員長・副委員長に一任ということで……。他に御意見がなければ……。

〔「なし」の声あり〕

それでは、4点を引き継ぎ事項として次期委員会に引き継ぎます。

○**議会事務局長（吉田隆司君）** 先ほど委員会で取り上げるものとして3つお決めいただいた中の1つの可児川周辺についてというのが引き継ぎの中に入っていないんですけど、これはどうされるということでしょうか。

○**委員長（野呂和久君）** 暫時休憩します。

休憩 午後1時52分

---

再開 午後1時54分

○**委員長（野呂和久君）** それでは会議を再開いたします。

案として出させていただいた3項目と、あと議会報告会での課題として取り上げる事項として、公共交通の件と、あと可児川周辺の整備という2点がございました。この5つについて、次期委員会に引き継ぐということで御意見をいただきたいと思います。

〔発言する者あり〕

先ほど賛成の声がありましたので、それではこの5つについて、次期委員会に引き継ぎをしたいと思います。

〔「一任します」の声あり〕

ありがとうございます。それでは、文案については、委員長・副委員長に一任ということでよろしく願いいたします。

それでは、以上で建設市民委員会を終了いたします。大変お疲れさまでございました。ありがとうございます。

閉会 午後1時55分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年6月21日

可児市建設市民委員会委員長